

## 第11号様式（第5条関係）

## 政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 永田 恒

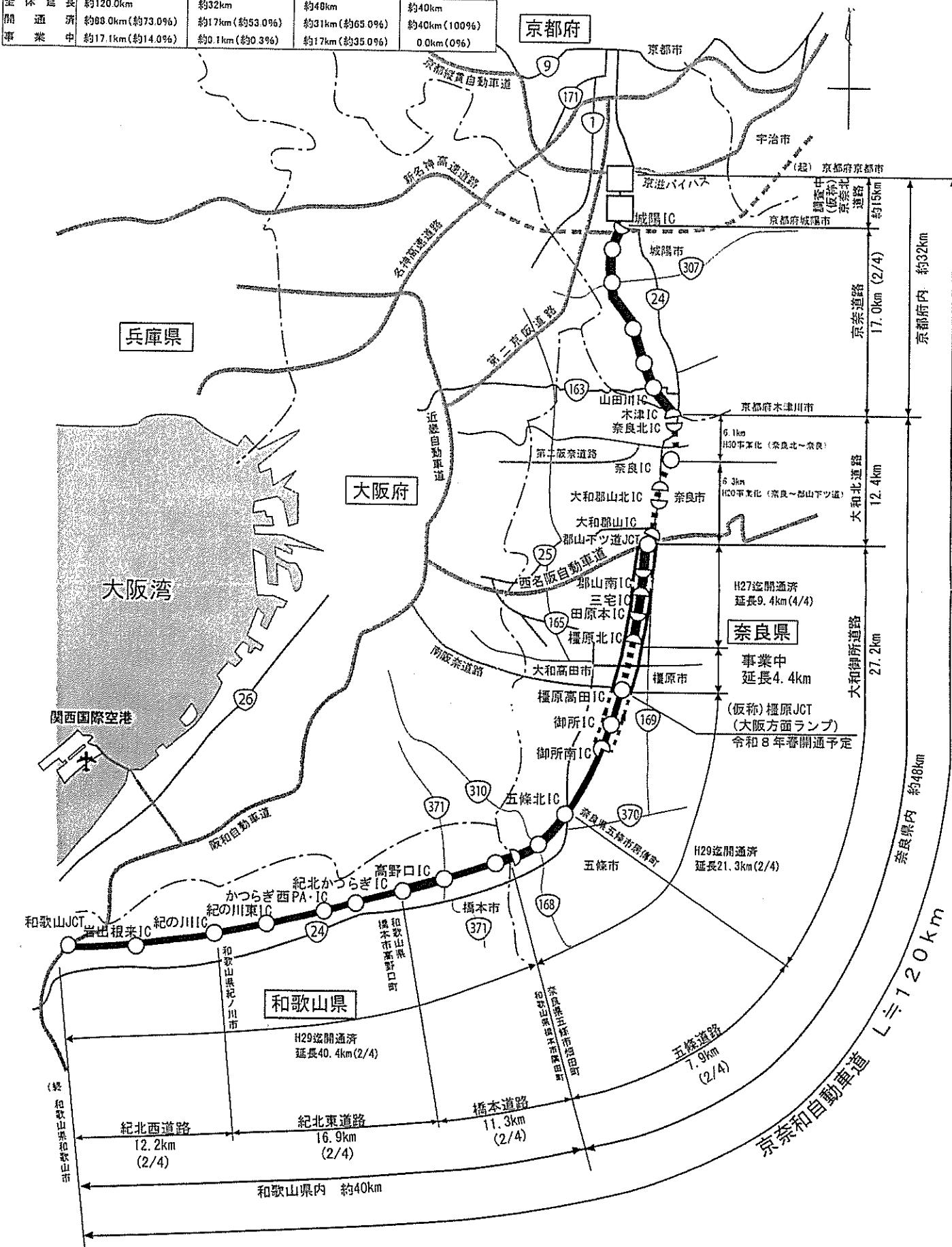
年月日	令和6年2月5日（月）・2月6日（火）				
政務活動先	総務省 国会議員会館				
政務活動の目的	緊急防災・減災事業債の活用のあり方や奈良県の道路事業、それに「飛鳥・藤原」の世界遺産登録関連等の調査・研究を行った。				
相手方	総務省地方債課 神門純一課長 国土交通省 道路局企画課 佐野真一郎 企画専門官 国土交通省 国道・技術課直轄高速係 明知顕三 係長 文化庁 文化財第二課 田中禎彦課長 文化庁 文化遺産国際協力室 大川晃平室長 文化庁担当者ほか3名				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	総務省において、緊急防災・減災事業債がどのような条件のもと活用できるのかについて、五條市の防災拠点予定地の例などを踏まえながら意見交換でき、委員会等の質問に活かすことができた。 また、国交省や文化庁の担当者より、今後の奈良県内の道路の計画や構想、それに「飛鳥・藤原」の世界遺産登録の現状について説明を聞き、今後の県政への取り組みに活かすことができた。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	総務省 国会議員会館	近畿日本鉄道	大和西大寺～京都駅	680 円	127
		JR（新幹線）	京都駅～品川駅	13,770 円	128
	宿泊費	0 円	内訳：		
	会費	0 円	内訳：		
	合計 14,450 円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：視察関連説明資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

# 国道24号 京奈和自動車道

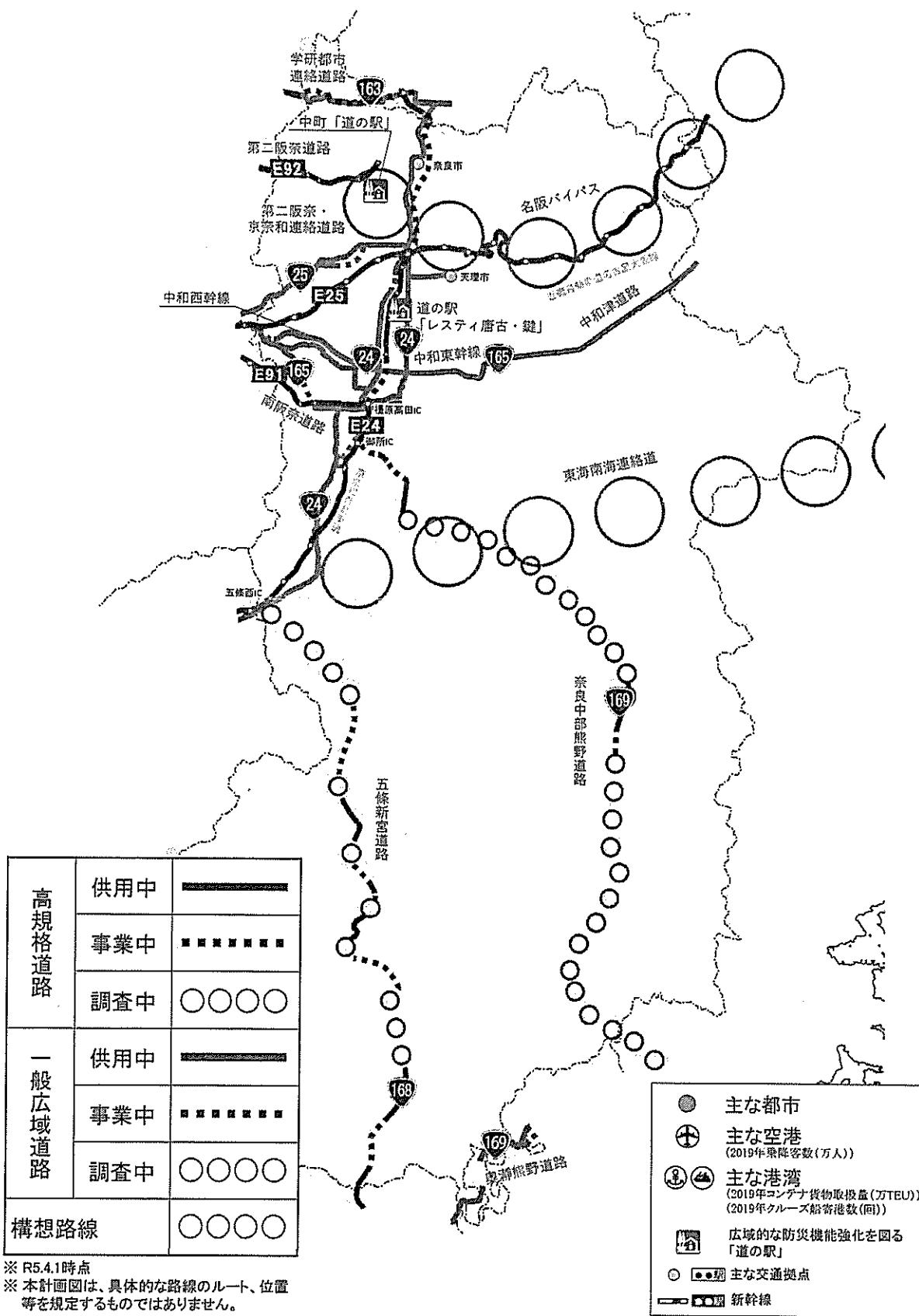
## 整備状況

	全体	京都府	奈良県	和歌山県
全 体 延 長	約120.0km	約32km	約40km	約40km
開 通 道 路	約88.0km(約73.0%)	約17km(約53.0%)	約31km(約65.0%)	約40km(100%)
事 業 中	約17.1km(約14.0%)	約0.1km(約0.3%)	約17km(約35.0%)	0.0km(0%)

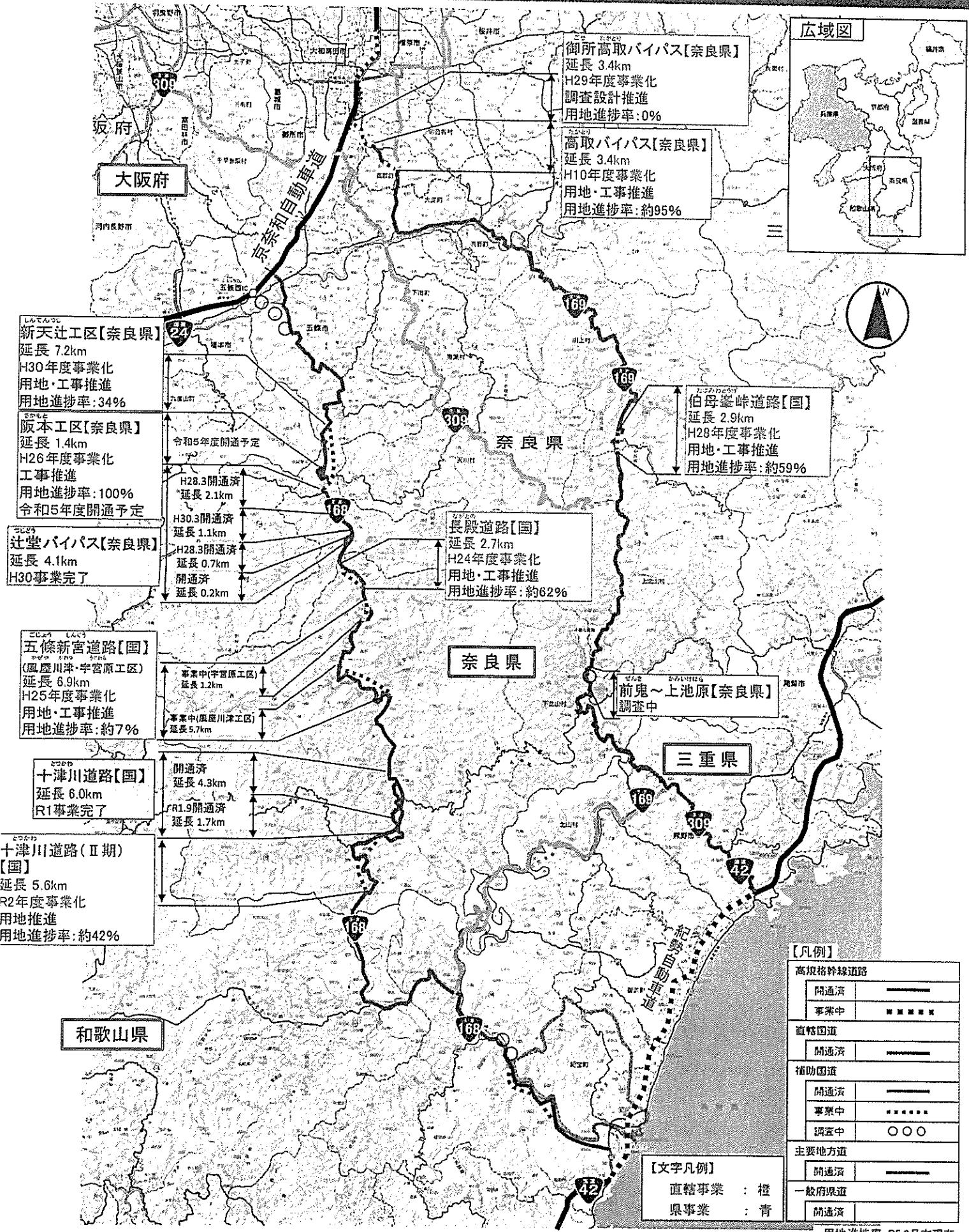


令和5年4月1日時点

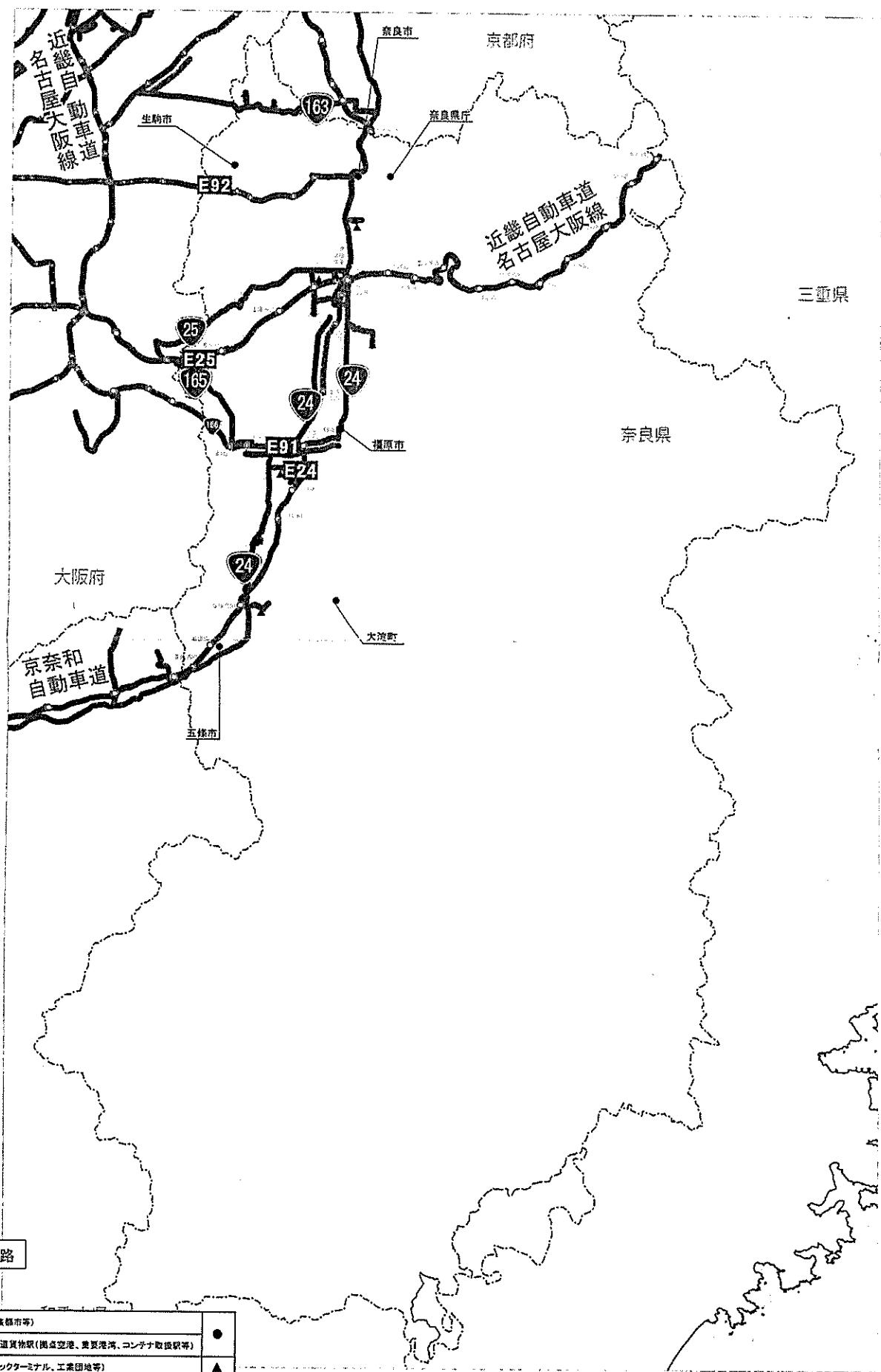
近畿ブロック 広域道路ネットワーク計画図（奈良県拡大版）



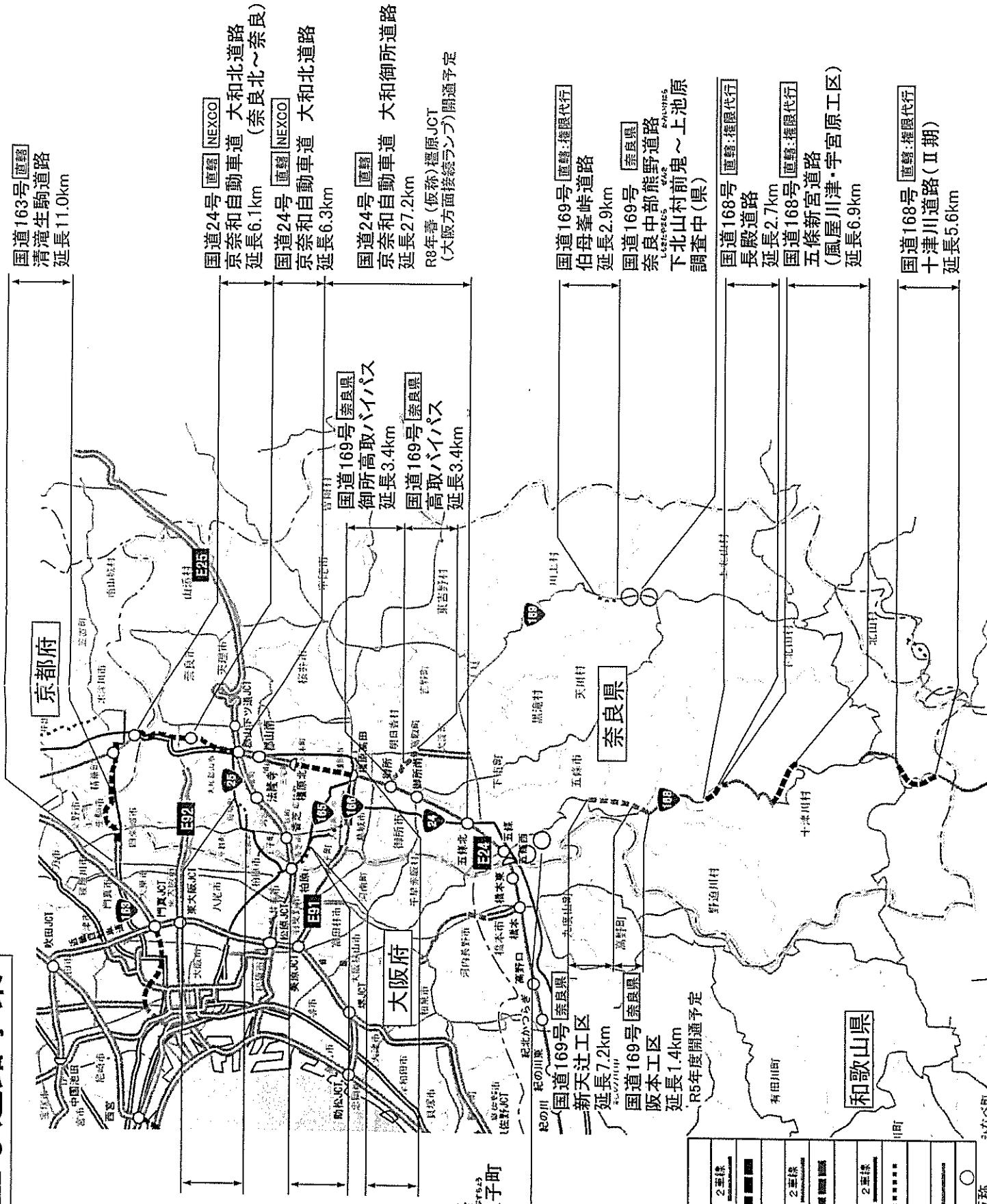
# 五條新宮道路(R168)・奈良中部熊野道路(R169)



## 重要物流道路 供用区間【奈良県】



# 奈良県の主な道路事業



【凡例】

高規格道路(直轄)	
開通済	4車線以上 2車線
事業中	■ ■ ■ ■
高規格道路(信限代行)	
開通済	4車線以上 2車線
事業中	■ ■ ■ ■
直轄国道	
開通済	4車線以上 2車線
事業中	○ ○ ○ ○
補助国道	
開通済	● ● ● ●
調査中	△ △ △ △
※未開通区間のJCT[直轄版]	
△△△△	

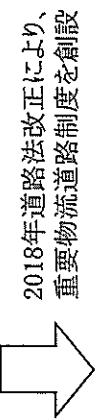
△△△△

## 重要物流道路の概要

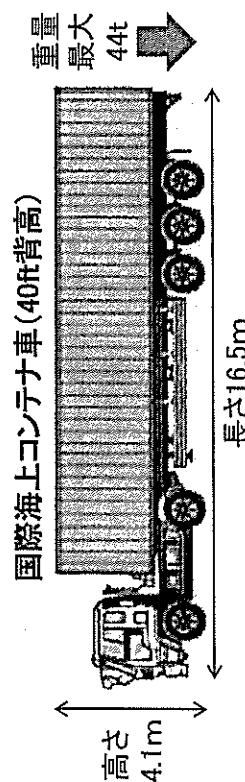
- 物流の更なる円滑化等を図るため、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

### ＜重要物流道路指定の効果＞

(物流を取り巻く課題)  
物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。



- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引き上げ
- 構造上支障のない区間には、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援

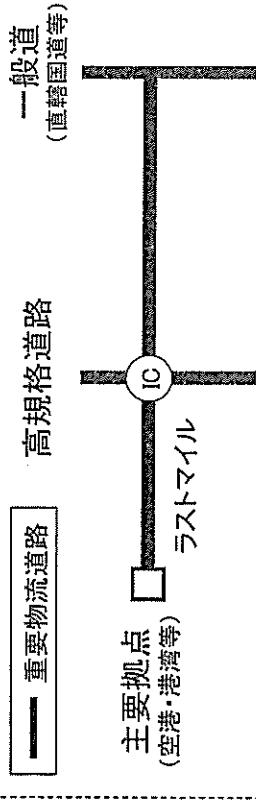


### (参考)道路構造の基準

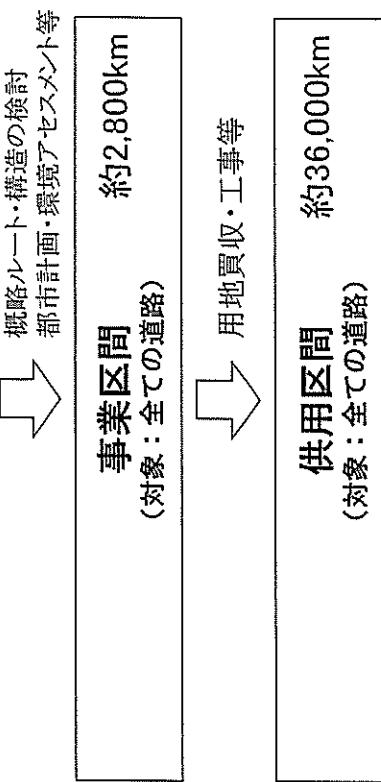
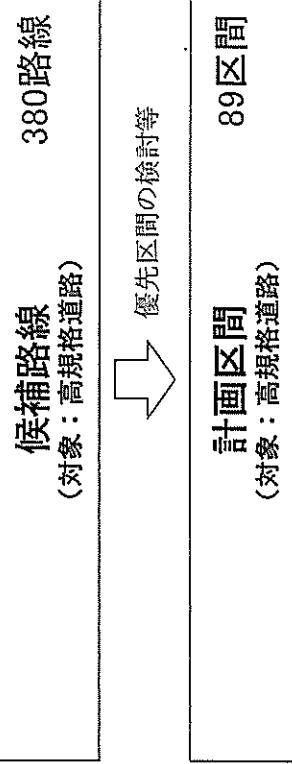
	自軒道等	一般道	重要物流道路に指定
長さ	16.5m	12m	16.5m
幅	2.5m	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m	4.1m
前端オーバーハング	1.3m	1.5m	1.3m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m	前軸距 4m 後軸距 9m
後端オーバーハング	2.2m	4m	2.2m
最小回転半径	12m	12m	12m

※(自軒道等)は新1種、新2種、新3種新1種、新4種新1種の道路で、「一般道」はそれ以外の道路。

### ＜ネットワークのイメージ＞



### ＜指定状況(2023.4.1)＞



# 世界遺産について

## 1. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)

### (1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として保護するため、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする。

文化遺産の対象：①記念物、②建造物群、③遺跡（不動産）

### (2) 経緯

昭和 47 (1972) 年 第 17 回ユネスコ総会において採択

平成 4 (1992) 年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

令和 5 (2023) 年 締約国数 195 ケ国（日本は世界遺産登録数上位 11 位）

### (3) 世界遺産の総数等

令和 5 年 12 月現在で 1,199 件（文化遺産 933 件、自然遺産 227 件、複合遺産 39 件）

## 2. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産 20 件、自然遺産 5 件）

	記載物件名	断註 標記	区分	記載物件名	断註 標記	区分
1	法隆寺地或の仏教建造物	平成5年12月	文化	14 石見銀山遺跡とその文化的景観	平成19年7月	文化
2	姫路城	"	文化	15 小笠原諸島	平成23年6月	自然
3	屋久島	"	自然	16 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	平成23年6月	文化
4	白神山地	"	自然	17 富士山-信仰の対象と芸術の源泉	平成25年6月	文化
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	平成6年12月	文化	18 富岡製糸場と絹産業遺産群	平成26年6月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	平成7年12月	文化	19 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	平成27年7月	文化
7	原爆ドーム	平成8年12月	文化	20 ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	平成28年7月	文化
8	厳島神社	"	文化	21 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	平成29年7月	文化
9	古都奈良の文化財	平成10年12月	文化	22 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	平成30年6月	文化
10	日光の社寺	平成11年12月	文化	23 百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -	令和元年7月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	平成12年12月	文化	24 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	令和3年7月	自然
12	紀伊山地の霊場と参詣道	平成16年7月	文化	25 北海道・北東北の縄文遺跡群	令和3年7月	文化
13	知床	平成17年7月	自然			

## 3. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産 5 件、自然遺産 0 件）

[平成 4 年]

① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

② 「彦根城」（滋賀県）

[平成 19 年]

③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

[平成 22 年]

④ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

[平成 24 年]

⑤ 「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

# 世界文化遺産の登録までの手続き等（事前評価を経る場合）

事前評価プロセス

1

「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会へ提出

・「顕著な普遍的価値」を証明できる可能性がある資産

1年内既存への登録

2

「顕著な普遍的価値」の証明

- ・「世界遺産条約履行のための作業指針」に示す評価基準への適合
- ・真実性（オリジナルの状態を維持していること）
- ・完全性（価値を表すものの全体が残っていること）

万全の保護措置

例例のハーフターンハーフ

構成資産の法的保護 説明が必要

緩衝地帯の設定

（包括的）保存管理計画の策定 等

日本語、ルートアライメント記述

3

事前評価候補について審議【リクエストは文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで可能】

- ・文化審議会世界文化遺産部会において、事前評価リクエストを提出する候補を決定

4

事前評価リクエストの提出【9月15日期限】

- ・ICOMOSによる約1年間の書面審査。2027年推薦分より事前評価を受けていることが必須  
※国際記念物遺跡会議(ICOMOS)：専門家で構成される国際非政府機関

5

イコモスから評価レポートの送付【翌年10月1日まで】

※事前評価は正式推薦書の提出1年前までに完了することが必要

※評価レポートは5年間有効。事前評価プロセスと本推薦プロセスは必ずしも連続している必要はない。

6

推薦候補についての審議

- ・文化審議会世界文化遺産部会が諮問を受けて、当該年度の推薦候補について答申

7

世界遺産委員会へ推薦書暫定版を提出【9月30日期限】

- ・世界遺産センターによる形式審査 ※任意

8

推薦の決定【文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで】

- ・文化審議会世界文化遺産部会、世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省主催）、閣議了解を経て、政府として推薦決定

9

世界遺産委員会へ推薦書正式版を提出【2月1日期限】

10

イコモスによる審査

- ・現地審査、イコモスパネル(11月末～12月初)を含む約1年半の審査

11

イコモスによる評価結果の勧告【世界遺産委員会の6週間前まで】

12

ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否を決定【推薦翌年の6～7月頃】

※世界遺産委員会：条約締約国のうち選挙で選ばれた21か国から成る政府間委員会

※イコモスの勧告と世界遺産委員会決議

○文化遺産に係る登録の可否については、イコモスが以下の4つの区分で勧告を行い、それを踏まえて最終的には世界遺産委員会において決定。

4,5年は  
世界遺産委員会

①記載：世界遺産一覧表に記載。

②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。3年内に追加情報

を提出した後に現地調査を除くイコモスの審査を再度受ける。

③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後に、現地調査を含む新規案件と同様の手続を受ける。

④不記載：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦不可。

## 世界遺産登録の推薦のために整理すべきこと

### 1. 世界遺産としての価値の証明

#### (1)顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value)の整理

推薦する資産が、以下の世界遺産登録基準のいずれかに該当する普遍的価値(OUV)<sup>1</sup>を有することを整理すること。

##### 世界遺産登録基準(文化遺産の場合)

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作であること。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化(または複数の文化)を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること(ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

#### (2)真実性(Authenticity)の証明

オリジナルの状態を維持していることの整理

#### (3)完全性(Integrity)の証明

価値を表すものの全体が残っていることの整理

### 2. 万全の保全措置

#### (1)構成資産の法的保護(文化財保護法による史跡等の指定)

#### (2)緩衝地帯(Buffer Zone)の設定

#### (3)包括的保存管理計画、来訪者管理戦略、情報提供戦略等の策定

### 3. 地域コミュニティの協力体制の構築

<sup>1</sup> OUVとは：国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値

## 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。
2. 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。
3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。
4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。
5. 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

# 日本とその世界遺産

6世紀末期～8世紀初頭、東アジア東端の日本列島において、初めて中央集権国家が誕生したことを示す文化資産。当時の東アジアにおける緊迫した情勢の下で、中国・朝鮮半島との政治的・文化的交流の所産として中央集権体制に基づいた宮都が実現したことと、飛鳥から藤原への宮都への変遷を示す22件の構成資産で表している。

構成資産候補（明日香村、橿原市、桜井市）

考古学的遺跡			
宮殿・官衙跡	仏教寺院跡	墳墓	大和三山
1 飛鳥宮跡 2 飛鳥京跡苑池 3 飛鳥水落遺跡 4 酒船石遺跡	5 飛鳥寺跡 6 橋寺跡 7 山田寺跡 8 川原寺跡 9 檜隈寺跡	10 石舞台古墳 11 菖蒲池古墳 12 牽牛子塚古墳	14 大和三山 (香具山) 15 大和三山 (耳成山) 16 大和三山 (畠傍山)
飛鳥の宮都	13 藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡 (大和三山)	17 大宮大寺跡 18 本薬師寺跡	19 天武・持統天皇陵古墳 20 中尾山古墳 21 キトラ古墳 22 高松塚古墳
藤原の宮都			

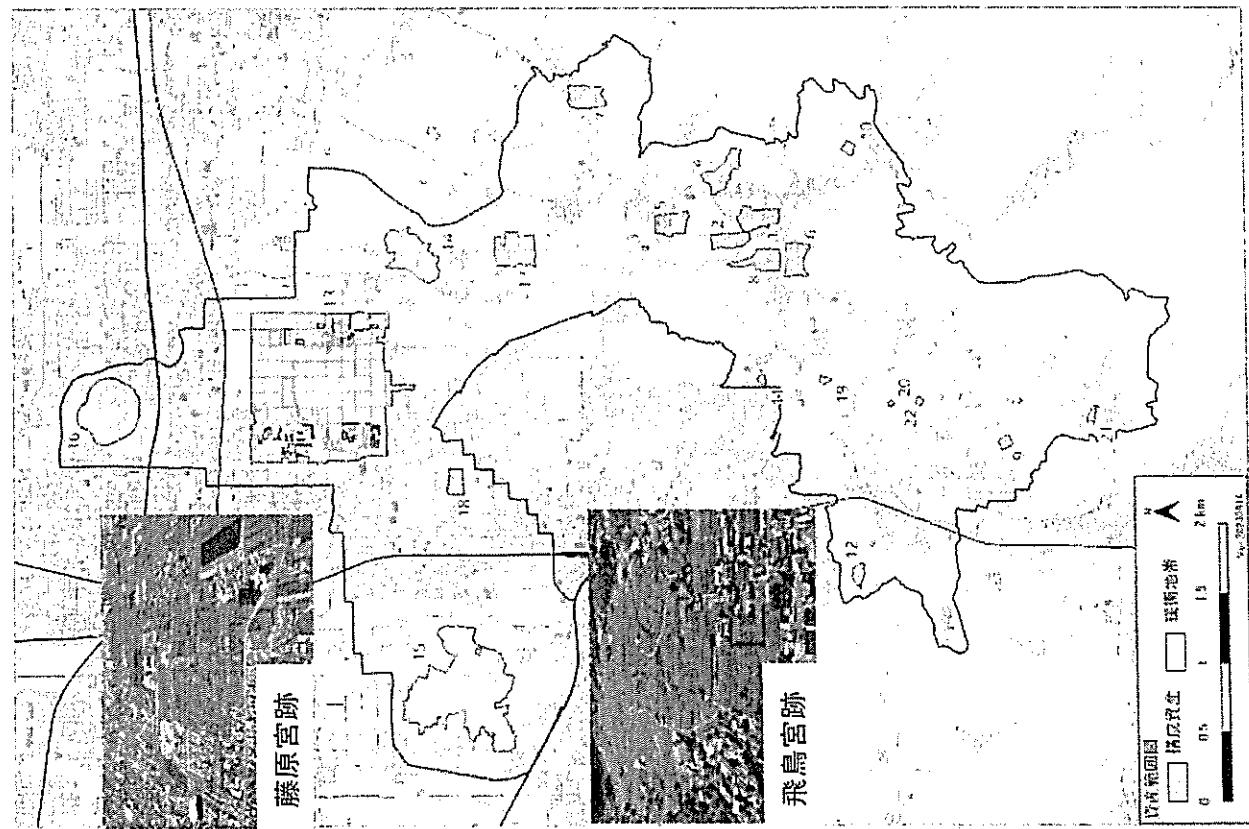


大和三山（香久山）

高松塚古墳

本薬師寺跡

山田寺跡



## 特別史跡 平城宮跡の整備について

### 1. 歴史的経緯

- 平城宮跡は、我が国の律令国家形成期における政治・文化の中心であり、我が国歴史上極めて重要な遺跡として、昭和27年に特別史跡に指定されている。
- 昭和38年、平城宮跡内における近鉄の操車場建設設計画が問題となり、最終的には当時の池田勇人首相の決断により、国主導による宮跡の発掘調査の推進、史跡未指定地域の追加指定、国による民有地の買収の方針が決定された。以降、国直営で発掘調査、民有地の国有化、遺跡・建物等の整備を実施。
- 平成20年には、都市公園法に基づく国営公園として整備することが閣議決定され、以降、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に基づき、特別史跡の中心部における建物の復原等は国土交通省が、既設の復原建物等及び周辺部の管理は文化庁が実施している（覚書に基づき、奈良県、奈良市、奈良文化財研究所も加えた5者が分担）。

### 2. 平城宮跡整備の主な経緯

昭和38年 池田首相が宮跡地を国有地として保存することを決定。

昭和53年 「特別史跡平城宮跡保存整備基本計画」を策定。以降、国直営で遺跡・建物の整備等を実施。

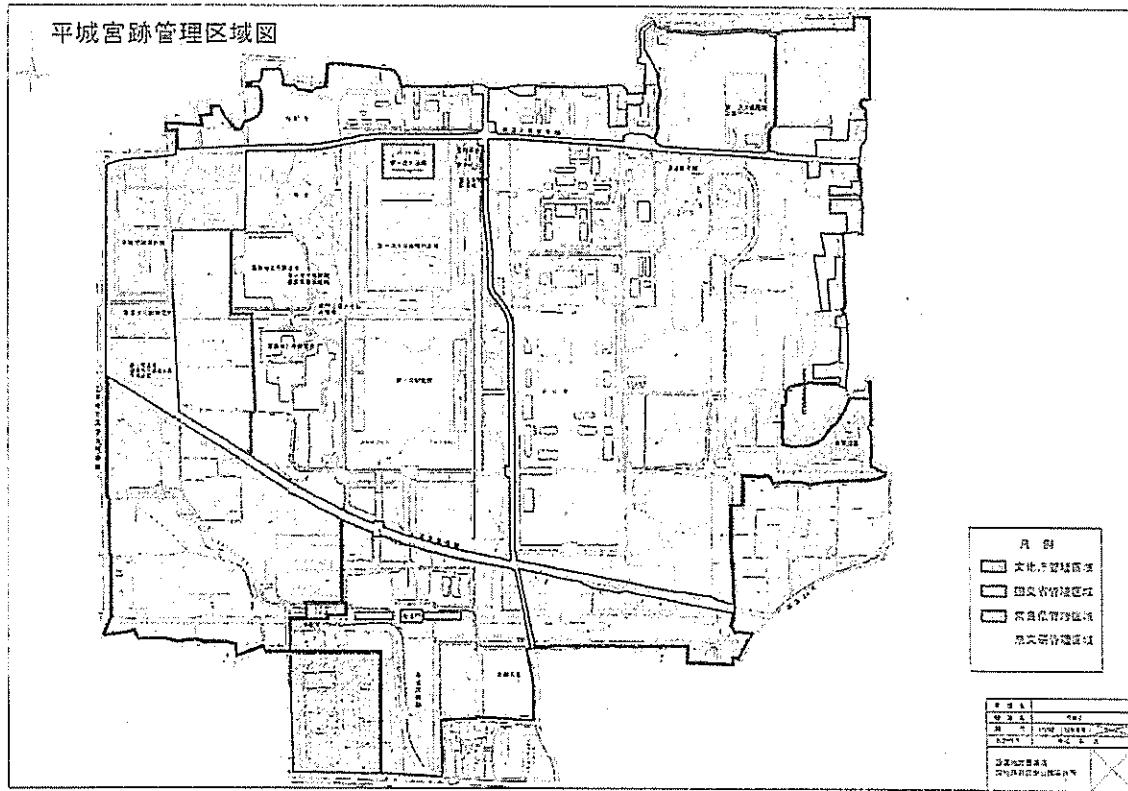
平成10年 「古都奈良の文化財」の構成要素として世界文化遺産に登録。

平成10年 文化庁が朱雀門、東院庭園を復原整備。

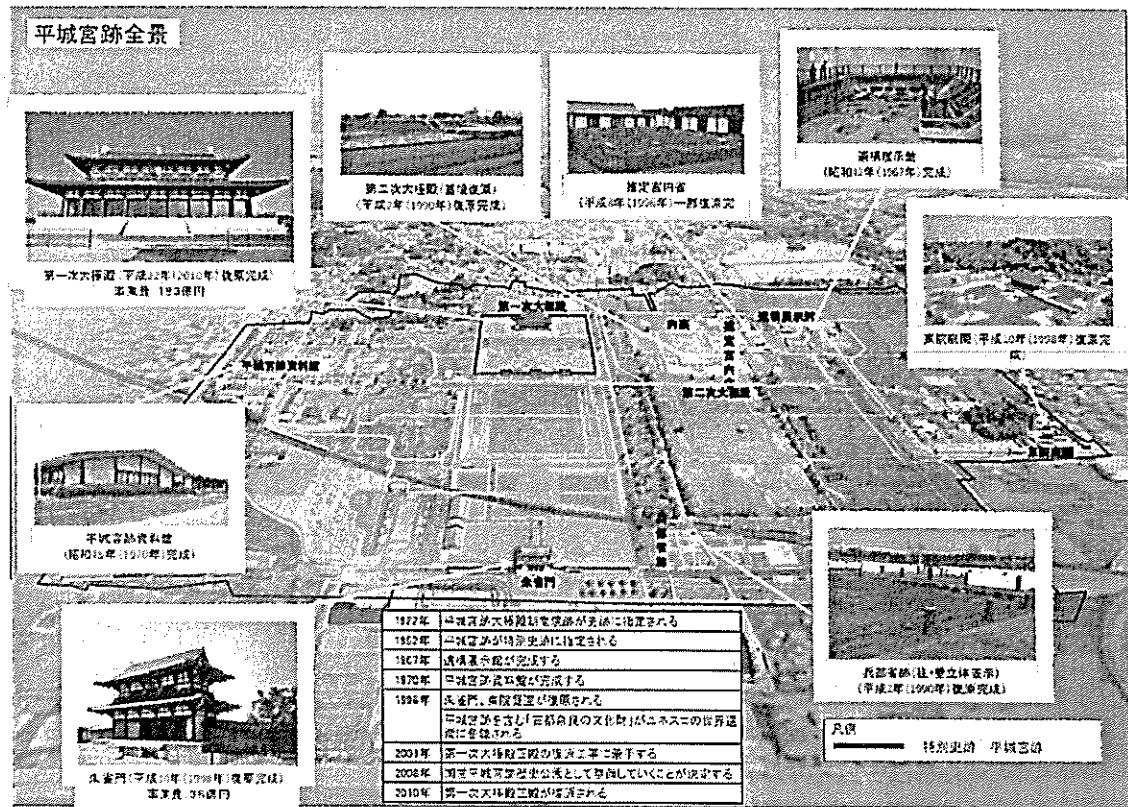
平成20年 都市公園法に基づく国営公園として整備することを閣議決定。

平成22年 文化庁が第一次大極殿を復原整備。

平城宮跡管理区域図

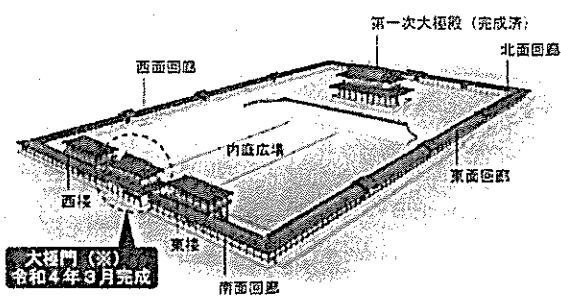
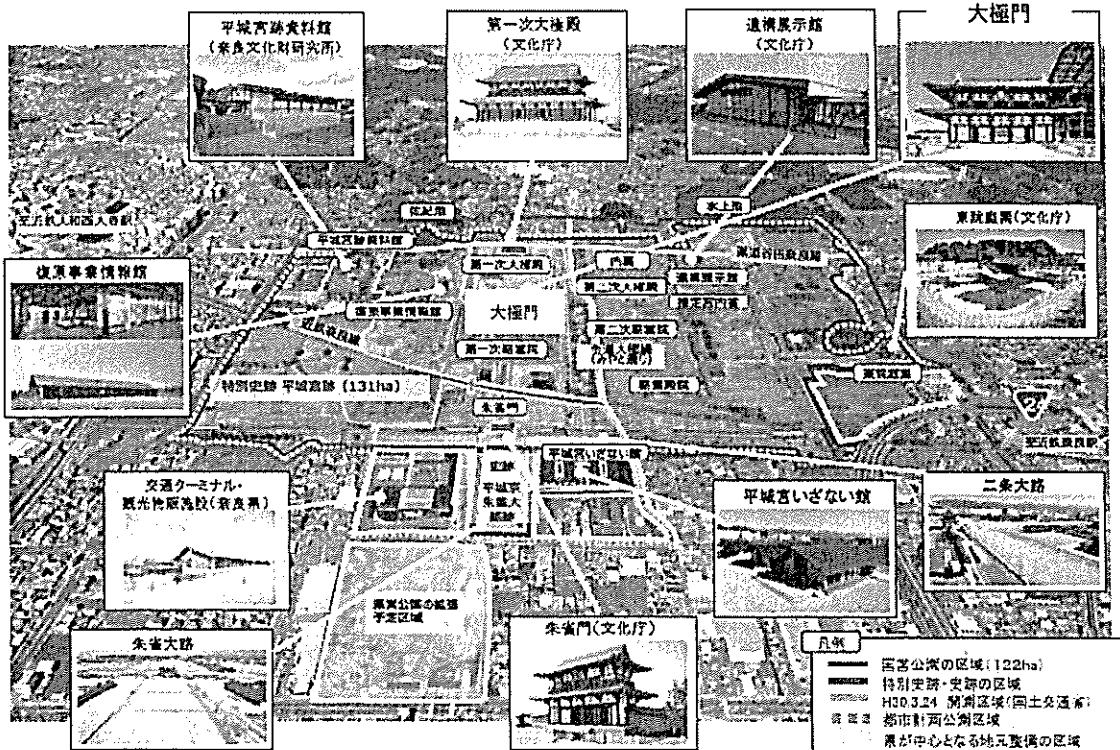


<文化庁が整備・管理している復原建物等>



＜国営公園としての整備状況＞ ※水色帶の建物等を国土交通省が整備

### ■公園内の主な施設と復原建物



平成 20 年 12 月	公園基本計画の策定
平成 27 年 5 月	第一次大極殿院復元事業情報館開館
平成 30 年 2 月	平城宮跡展示館（平城宮いざない館）完成
平成 30 年 3 月	平城宮跡歴史公園開園
令和 4 年 3 月	大極門供用
	東楼復元整備工事着手（令和 7 年 11 月竣工予定）

<平城宮跡、藤原宮跡関係の令和6年度予算額（案）>

※（ ）内は令和5年度予算額

○平城宮跡等管理 236,459千円（ 242,730千円）

特別史跡指定地の維持管理

（草刈り、警備、トイレ管理、電気・水道代、樹木剪定、害虫駆除 等）

○平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理 14,315千円（ 14,315千円）

特別史跡指定地内の民有地の買収に係る事務費

○平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上 462,890千円（ 469,846千円）

特別史跡指定地内の民有地の購入費

令和4年度までの国有地化率

平城宮跡 84.04%

藤原宮跡 61.02%

○平城宮跡地等整備費 104,777千円（ 110,344千円）

特別史跡指定地内の復原建物、遺構表示等の修繕、保守費

令和5年度実施事業

- ・平城宮跡兵部省跡列柱表示（西側）の修理
- ・同（東側、式部省）の修理実施設計の見直し

国土交通省 道路局  
国道・技術課



地方債課長

神井

門七

純一

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
中央合同庁舎第3号館  
内線：37845  
Tel: 03-5253-8111 Fax: 03-5253-1620  
E-mail: [REDACTED]

国土交通省 道路局  
企画課 道路経済調査室  
明石 顕二  
AKECHI Kenzo  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
中央合同庁舎第3号館  
内線：37845  
Tel: 03-5253-8111 Fax: 03-5253-1620  
E-mail: [REDACTED]

企画専門官 桥野真一郎

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
中央合同庁舎第3号館  
内線：37-612  
Tel: 03-5253-8111 Fax: 03-5253-1620  
E-mail: [REDACTED]

文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

大川晃平

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
中央合同庁舎第3号館  
内線：37845  
Tel: 03-5253-8111 Fax: 03-5253-1620  
E-mail: [REDACTED]

文化庁 第二課長 博士(工学)  
田中楨彦

〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通  
新御西入第之内町85-4  
Tel: 075-451-4111 Fax: 075-451-9750  
Mail: [REDACTED]

文化庁

## 第11号様式（第5条関係）

## 政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 永田 恒

年月日	令和6年2月28日			
政務活動先	兵庫県防災センター・三木総合防災拠点			
政務活動の目的	総合防災体制について調査・研究するため			
相手方	関西広域連合・兵庫県職員			
内容 結果等 ※視察の効果を明記のこと	兵庫県防災センターにおいて、関西広域連合の災害時の役割について説明を受けた。具体的には、南海トラフの巨大地震が発生した際にどういった被害情報のやりとりが国や奈良県と行われるのか、その流れ等についても理解を深めた。このあと、兵庫県三木市の三木総合防災拠点に移動して、物資拠点や進出・救助拠点などとしてどのような機能があるのか現地視察した。こうした視察によって得られた経験を踏まえて、令和6年3月の予算委員会の質疑応答にいかした。なお、レンタカーには視察に参加した他の県議会議員も同乗した。			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額 領収書番号
	兵庫県防災センター	近鉄奈良線 (阪神直通)	大和西大寺駅～神戸三宮 (往復分)	2,020 円 142
	兵庫県防災センター・三木総合防災拠点	レンタカー	三ノ宮～兵庫県防災センター～三木総合防災拠点	7,234 円 141
	三木総合防災拠点	レンタカー (ETC代金)	新神戸箕谷～神若出 (往復分)	1,060 円 143
	宿泊費	円	内訳:	
	会費	円	内訳:	
	合計 10,314 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料: 視察先の配布資料			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

# 兵庫県災害対策センター・三木総合防災公園 視察

## 次 第

1 日 時 令和 6 年 2 月 28 日 (水)  
午前 10 時 00 分から

2 場 所 兵庫県災害対策センター 1 階 災害対策本部室  
兵庫県三木総合防災公園

### 3 項 目

- (1) 関西広域連合広域防災局の取組について
- (2) 三木総合防災公園について

### 4 資 料

資料 1 令和 6 年能登半島地震への対応について

資料 2 関西広域連合広域防災局の取組について  
(「広域防災の推進について」)

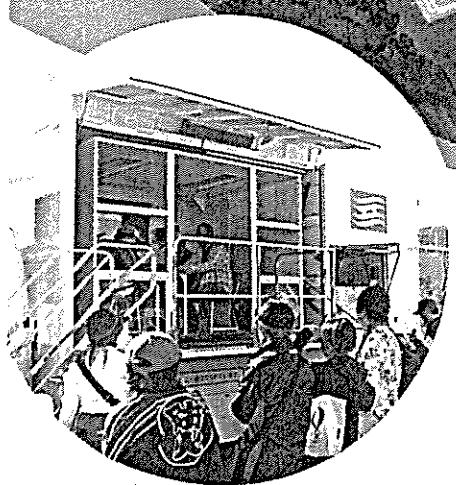
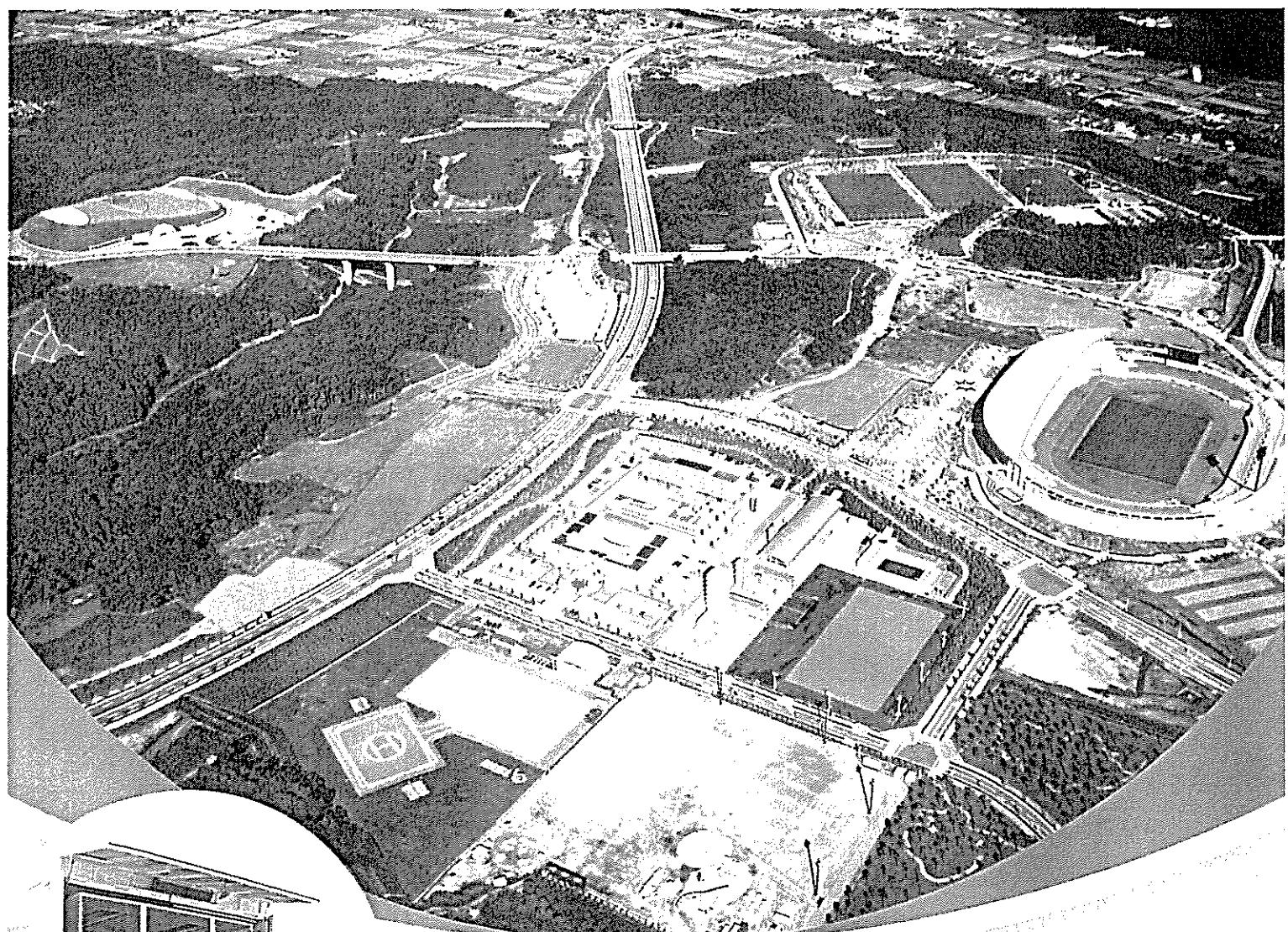
資料 3 令和 6 年度関西防災・減災プランの改訂予定について

参考資料 関西広域連合 紹介冊子  
関西広域連合広域防災局 紹介冊子  
(「関西の広域防災・減災の取組」)

# 当日行程

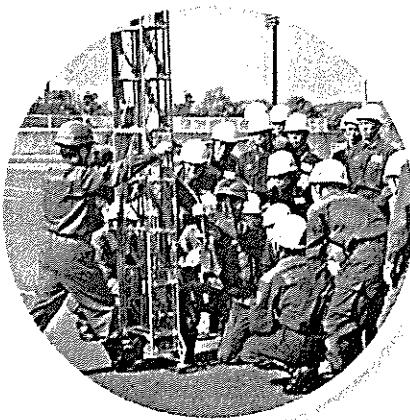
令和6年2月28日  
広域防災局

時間	実施内容	場所	担当	備考
10：00～10：30	関西広域連合広域防災局 事業概要説明	災害対策本部室	兵庫県防災支援課 陰山広域防災官	
10：30～11：00	質疑応答			
11：00～11：30	災害対策センター内視察	災害対策センター 事務局スペース	兵庫県防災支援課 陰山広域防災官	車両（途中屋食）
11：30～12：20	移動			
12：30～13：00	三木総合防災公園 事業概要説明	広域防災センター 研修宿泊施設1階 コミュニティルーム	兵庫県広域防災センター 栗原総務部長	徒歩 (外観のみ)
13：00～13：20	質疑応答			
13：20～13：30	三木総合防災公園 施設見学	広域防災センター 教養棟、宿泊施設、消防学校	兵庫県広域防災センター 栗原総務部長	車両
13：30～13：35	移動			
13：35～13：55	備蓄倉庫見学	陸上競技場下 備蓄倉庫	兵庫県広域防災センター 栗原総務部長	
14：00頃	現地解散			



兵庫県  
三木全県広域防災拠点

Hyogo Prefectural  
Miki Emergency Management Base



兵庫県広域防災センター

# 兵庫県三木全県広域防災拠点

Hyogo Prefectural Miki Emergency Management Base

兵庫県三木全県広域防災拠点は、学習・訓練ゾーン（県立広域防災センター）と防災公園ゾーン（県立三木総合防災公園）で構成されています。平常時には防災人材の育成拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点として機能し、災害時には県全体の広域防災拠点としての役割を担います。

Hyogo Prefectural Miki Emergency Management Base consists of the "Learning and Training Zone" and "Disaster Management Park Zone." Normally, the base functions as a sports and recreational center, while also providing disaster training and education for citizens. However, in the event of a major disaster, it serves as a prefecture-wide emergency management base.

## 兵庫県三木全県広域防災拠点

Hyogo Prefectural Miki Emergency Management Base

### 学習・訓練ゾーン

Learning and Training Zone (52ha)

消防学校教育訓練施設、防災研修施設、防災ヘリポート、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）等

### 防災公園ゾーン

Disaster Management Park Zone (202ha)

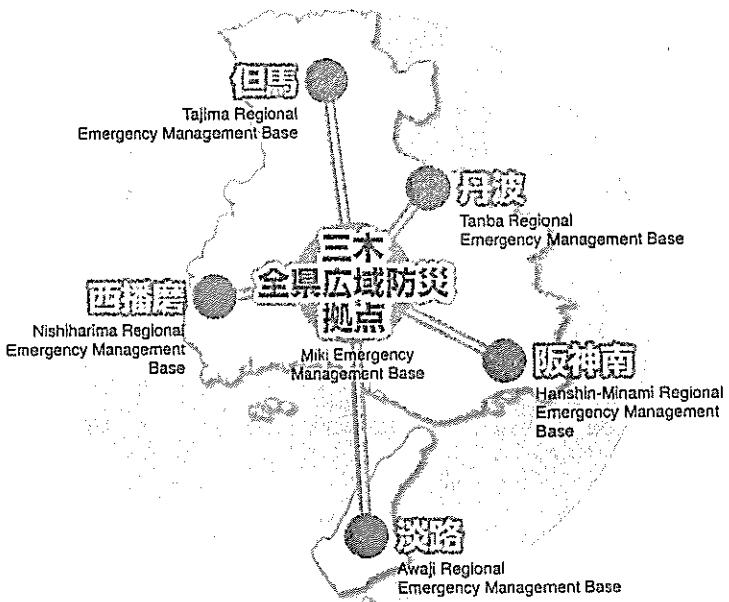
陸上競技場、球技場、野球場、グラウンド・ゴルフ場、屋内テニス場、芝生広場 等

## 広域防災拠点ネットワークの形成

A Network of Regional Emergency Management Bases

兵庫県では、阪神・淡路大震災を教訓に、救援物資や救助資機材等の備蓄機能、災害時における県内外からの救援物資の集積・配達機能及び災害応急活動要員の駐屯・宿営機能を備えた広域防災拠点を県内6箇所に整備しました。三木全県広域防災拠点は、これら広域防災拠点ネットワークの中核として、全県域をカバーする総合的な機能と、東播磨地域、神戸地域及び阪神北地域の広域防災拠点の両方の機能を併せ持っています。

Based on the experiences and lessons learned from the Great Hanshin-Awaji Earthquake, Hyogo Prefecture established six regional emergency management bases within Hyogo, which will serve as centers for storing, collecting and distributing relief supplies and equipment, and as bases for assembling and mobilizing emergency relief workers. Miki Emergency Management Base is equipped with the overall function of being a core facility of these regional emergency management bases, and covers the entire prefecture.



## 災害時 全県域をカバーする広域防災拠点

During a disaster : Prefecture-wide emergency management base

三木全県広域防災拠点は、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、県内ならびに関西圏域の広域防災拠点と連携し、救援物資の円滑な供給を行うとともに、消防・警察・自衛隊等各部隊の進出・活動拠点となり、迅速かつ効果的な応急対策が実施されます。

In the event of a major disaster, Miki Emergency Management Base will ensure the smooth distribution of relief supplies in cooperation with regional emergency management bases both within the prefecture and in the Kansai region. It will also serve as an operation base for emergency relief workers, and implement quick and effective disaster response measures.

# 平時 | 災害の防護力の向上を目指した防災人材の育成訓練拠点とスポーツ・レクリエーション拠点

At normal times : Learning/training facilities for the improvement of disaster response ability, and sports/recreational center

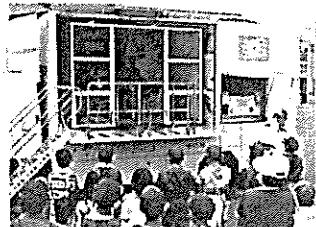
## 学習・訓練ゾーン Learning and Training Zone

### 県民への防災研修

県民一人ひとりが自分たちの街は自分たちで守るという防災意識を高めるために、県民を対象とした体験型の学習や訓練を実施しています。

Provides hands-on learning and training for citizens to raise awareness of disaster risk reduction

主な体験型学習・訓練メニュー 起震車による地震体験、煙避難体験、消火器取扱体験、備蓄倉庫見学等



### 自主防災組織等のリーダー育成

地域防災の要となる自主防災組織等のリーダーなどを育成することを目的に、防災知識に関する座学、災害対応図上演習や地域防災訓練への参加などで構成された「ひょうご防災リーダー講座」を開催しています。

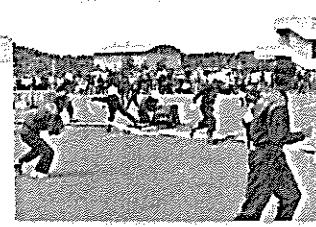
Holds the Hyogo Disaster Management Leader Training Course which includes lectures, exercises and emergency drills, with the aim of fostering leaders of voluntary disaster response groups.



### 消防職員・消防団員の育成(兵庫県消防学校)

高度かつ専門的な教育訓練施設・設備を備えた兵庫県消防学校において、複雑・多様化する災害に対応できる消防職員や消防団員を育成しています。

Hyogo Prefecture Firefighting Academy provides training for firefighters and volunteer fire company members so that they can respond to disasters that are becoming increasingly complex and diverse.



### 災害応急活動要員の対応能力向上

県内外の消防、警察、自衛隊、災害派遣医療チーム(DMAT)をはじめ、海外での大規模災害発生時に被災地に派遣される国際緊急援助隊救助チームなどが、ガレキ救助訓練施設や防災ヘリポート等を活用し各種訓練を実施しています。

Provides various types of emergency drills at the rubble rescue training facility in order to improve skills of professional rescuers from fire departments, the police, self-defense forces, Disaster Medical Assistance Teams (DMATs) and the Japan Disaster Relief Team.

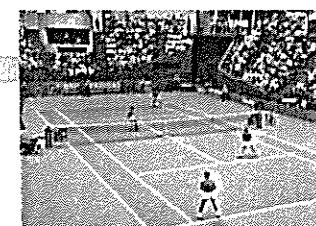


## 防災公園ゾーン Disaster Management Park Zone

### スポーツ・レクリエーションの振興

地域の豊かな自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション拠点として、日本陸上競技連盟公認第1種競技場の陸上競技場や国内最大級の屋内テニス場をはじめ、球技場、野球場、グラウンド・ゴルフ場、芝生広場などが整備されており、一流アスリートから親子連れまで多くの人々に親しまれています。

Equipped with various sports/recreational facilities, taking advantage of the rich local natural environment.



### 救援物資・救助資機材の備蓄

陸上競技場のスタンド下に備蓄倉庫(5,000m<sup>2</sup>)を整備し、食料、毛布、仮設テントなどの救援物資、人命救助システムや発電機などの救助資機材を保管しています。

Under the stands of the athletics stadium, there is a stockpile warehouse which stores relief supplies such as food, blankets and tents, as well as relief equipment such as life-saving systems (packaged equipment for self-defense forces) and generators.



華沿圖

- |          |   |          |                            |
|----------|---|----------|----------------------------|
| 平成 7年 7月 | 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の象徴的プロジェクトとして、防災拠点の整備が位置づけられる。 | 平成17年 9月 | 防災ヘリポート、E-ディフェンス、陸上競技場供用開始 |
| 平成 8年 2月 | 県立三木総合防災公園都市計画決定                                    | 10月      | 球技場供用開始                    |
| 3月       | 県立防災センター(仮称)基本構想策定                                  | 平成19年 5月 | ガレキ救助訓練施設供用開始              |
| 平成16年 4月 | 県立広域防災センター開設、消防学校新築移転                               | 11月      | 屋内テニス場供用開始                 |
| 平成17年 8月 | 県立三木総合防災公園一部開園、野球場供用開始                              | 平成21年 5月 | グラウンド・ゴルフ場供用開始             |
|          |   | 平成22年 5月 | 県立三木総合防災公園全面開園             |
|          |   | 平成26年 5月 | ガレキ救助訓練施設(第2期)供用開始         |



兵庫県広域防災センター

総務部・消防学校

〒673-0516 兵庫県三木市志染町御坂1-19

TEL 0794-87-2920(代表) FAX 0794-87-2925

URL <http://www.fire-ac-hyogo.jp/>

防災公園管理部

〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1708

TEL 0794-85-8408(代表) FAX 0794-85-8450

URL <http://www.hyogo-park.or.jp/mikisougou/>

# Hyogo Prefectural Emergency Management and Training Center

Misaka 1-19, Shijimi-cho, Miki 673-0516, Japan

TEL: +81 794 87 2920 FAX: +81 794 87 2925

URL : <http://www.fire-ac-hyogo.jp/t>

関西広域連合広域防災局  
広域企画課長付 課長補佐  
(神戸市危機管理室係長併任)

川端 健太郎

〒650-8576 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL: (078) 362-9815 FAX: (078) 362-9839  
E-mail: [REDACTED]



関西広域連合  
Union of Kansai Government

関西広域連合 広域防災局 広域企画課

事務官

村 井 俊 介

〒650-8567  
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
災害対策センター2F  
TEL 078-362-9815  
FAX 078-362-9839  
E-mail: [REDACTED]

 兵庫県危機管理部次長  
関西広域連合広域防災局防災計画参事

城 下 隆 広

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
代表電話 (078) 341-7711  
内線 3127  
直通電話 [REDACTED]  
F A X [REDACTED]  
E-mail: [REDACTED]

 兵庫県 危機管理部 広域防災官  
(関西広域連合広域防災局 広域企画課長)

陰 山 曜 介

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
代表電話 (078) 341-7711  
内線 3156  
直通電話 [REDACTED]  
F A X (078) 362-9839  
E-mail: [REDACTED]



兵庫県広域防災センター

総務部長  
兼管理課長

栗原 利典

〒673-0516 兵庫県三木市志染町御坂1-19

Tel 0794-87-2920 (代表)  
Fax 0794-87-2925  
E-mail: [REDACTED]

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 永田 恒

年 月 日	令和5年7月21日 他			
表題と発行部数	広報紙『永田ゆづる県政ニュース vol. 1』 9万部発行			
対象者	奈良市内 山添村内			
配布方法	ポスティング 88,045部 新聞折り込み 900部 街頭配布 1,055部			
発行目的	6月議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 98.5% その理由（プロフィール欄が1.5%を占め、その他は政務活動に関するもの）			
内容	6月議会報告 県防災拠点や人口減少等、奈良県の課題について記載			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷費	株式会社 プリント パック	144,420円	@1.60466×90,000 部
	ポスティング代	株式会社 ディー・ アイ・エフ	354,470円	@4.026×88,045部
	制作費	株式会社 中島弘文堂印刷所	66,000円	企画編集・レイアウト
	新聞折り込み代	奈良産経企画株式会社	3,069円	@3.41円×900部
	広報誌郵送代 切手代	日本郵便 株式会社	1,932円	@84円×23枚
	封筒・短冊 メモ代	株式会社 ハンズ	1,892円	@418円×2 @418円×2 @220円×1
※ 98.5 %充当		合計	571,783×98.5% = 563,206円	
備考	添付資料：広報誌（県政ニュース）			

注 発行した広報紙を添付してください。



## 奈良県議会議員

なが た

# 永田 ゆづる

## 奈良をもっと選ばれる街へ

### 県政ニュース vol.01

令和5年(2023)夏

## 奈良をもっと選ばれる街へ

令和5年(2023)夏

# Nara Prefectural Administration News

発行：奈良県議会議員 永田ゆづる 奈良市登大路町30(県議会控室)

**PROFILE** ●平成元年3月生まれ(34歳) / ●早稲田大学商学部卒業 / ●元NHK報道記者 奈良・仙台・東京社会部(皇室・警視庁担当)

観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会 副委員長／議会改革推進会議／リニア中央新幹線建設促進議連／京奈和自動車道建設促進議連／がん対策推進議連／殺処分ゼロをめざす議連

## news 01

## 奈良県議会

物価高対策など  
補正予算案を可決

ことし4月の奈良県議会議員選挙では、多くの皆様のご支援で初当選を果たすことができました。皆様からお寄せいただいた県政に対する声を受け止め、「若い力ですぐ実行・行動！」をモットーに県議会で具体的な提案や問題提起を行っていきたいと思います。

さて、奈良県議会の6月議会は148億円あまりの予算案などが可決され7月4日に閉会しました。この予算には、基本給を1%引き上げた中小企業などに従業員1人あたり5万円を給付したり、1円で1万5000円分の買い物が可能となる電子クーポンを発行したりする事業が盛り込まれるなど、物価高に対応するため19億7000万円が計上されています。また、前知



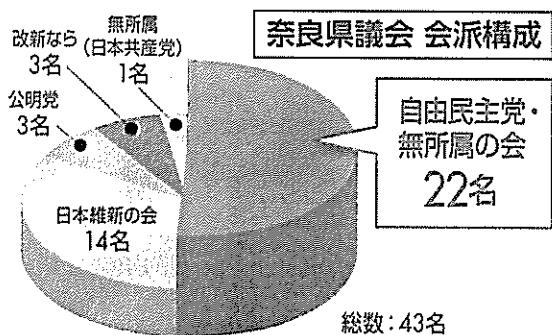
事が重点を置いて進めようとしてきた事業のうち15の予算について執行中止が表明された直後の議会だつたため、本会議における代表質問や一般質問においては、この是非が議論の中心になりました。私も所属する「総務警察委員会」において、執行中止となつた南海トラフの巨大地震に対応するための防災関係予算について質問しました。今後も、県政ニュースの発行や街頭活動等において奈良県議会に付いての情報発信を積極的に行っていきたいと思います。ぜひ奈良県政へのご意見やご要望をお寄せください。

news 02

真議會會派

「自由民主党・  
無所属の会」に所属

県議会は予算案などの議決をするとともに、選局へのチェック機能を果たす役割を担っています。奈良県議会は43名のうち、「自由民主党・無所属の会」が22名、「日本維新の会」が14名、「公明党」が3名、「改新なら」が3名、「無所属(日本共産党)」が1名となっています。私は会派「自由民主党・無所属の会」に所属しています。当選直後の5月から6月にかけて、連日、会派で勉強会を開いたり対象事業についての視察を行ったりするなどして予算の執行中止についての議論を深めてきました。報道記者の経験やこれまで政治に関わってこなかつたからこそ見えてくる視点を大切にして、チェック機能という県議会の役割を果たしていきます。



# 総務警察 委員会に所属

「総務警察委員会」に所属して県財政や防災、それに県警察本部の予算や体制などについて議論しています。南海トラフの巨大地震などの災害対応を想定し、五條市に建設が予定されていた<sup>※</sup>防災拠点の関連予算の執行が中止となつたため以下の2点を委員会で質問しました。今後、9月議会等でも防災の体制整備について重点を置いて議論を続けていきたいと思います。

## 質問要望①

知事が五條市の防災拠点の代替場所として挙げた和歌山や大阪の空港では、地震発生時に津波などの災害対応に迫られることから、奈良県への十分な対応ができないのではないかと質問・要望しました。

## 質問要望②

県議会の知事の発言で、予算の執行中止にいたつたプロセスや理由を行政文書に記しておらず、遡って記すこともないという答弁がありました。予算規模も大きく、経緯等を検証するためにも文書が必要であります。政策決定のプロセスが透明になるよう努力するべきではないかと質問・要望しました。

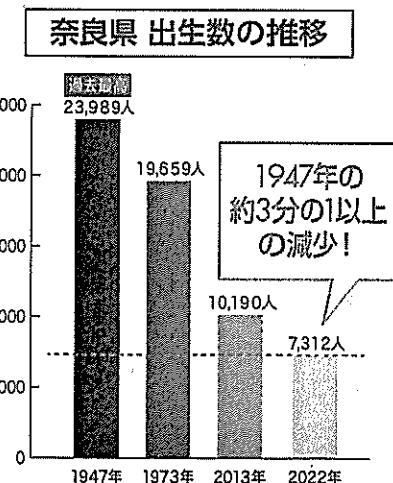
\*南海トラフの巨大地震などの発生時を想定し、自衛隊の先遣隊300人を半日で受け入れたり災害派遣医療チーム315人を1日で派遣対応可能にする施設。

# 奈良県の諸問題

## 課題① 奈良県の人口減少

奈良県の出生数は2022年に7312人（出生率1.25）と、この10年で2878人減少（▼28.2%）しています。他の都道府県と比べても人口減少が進んでいます。このため、奈良県では①子どもの医療費助成の拡充（15歳→18歳）②保育士の待遇改善に向けた検討③不妊治療への支援④ヤングケアラー支援⑤教員の負担軽減などに取り組んでいます。

加えて、出産前や産後ケアなど子育ての早期サポート体制を充実したり、雇用を創出したりすることも重要です。また、若い世代や女性の働く場を確保するため、企業誘致や多様な働き方を実現している企業へのバックアップも推進する必要があり、私も力を尽くしています。

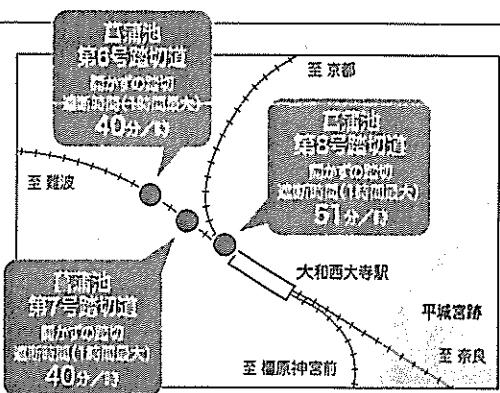


## 課題② 「開かずの踏切」と渋滞について

奈良市内には踏切の遮断時間が40分以上となる「開かずの踏切」が複数あります。

近鉄大和西大寺駅の西側に

ある菖蒲池第8号踏切道では最大で1時間のうち51分にわたって遮断されます。隣接する踏切でも40分にわたって遮断されます。この影響もあり、周辺の道路では交通渋滞が深刻となつていて、県民生活に大きな支障が出ています。これは経済的にも大きな損失で、住民生活の向上と課題解消にむけて関係機関と調整・連携を進めていきたいと思います。



少人数での座談会 县政報告も行っていますのでお気軽にお声かけください。

奈良県議会議員 永田ゆづる  
奈良市登大路町30(県議会控室)

TEL : 050-3696-1053  
FAX : 0742-90-1108

Mail:info@yuzurunagata.jp



## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 永田 恒

年 月 日	令和5年11月6日 他				
表題と発行部数	『永田ゆづる県政ニュース VOL. 2』				
対象者	奈良市 山添村内等				
配布方法	ポスティング 85,000 部 新聞折り込み 35,000 部 街頭配布 5,000 部				
発行目的	9月議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95.6% (プロフィール欄と表面の議会写真の2枚目が4.4%でこれを除外)				
内容	9月議会報告 本会議・一般質問で県の総合防災体制や公文書管理について質問して いて、その内容等について記載				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	県政ニュース印刷費	株式会社 プリント パック	207,045 円 (95.6% 按分)	新聞折込 55,015 円 手渡し用 14,825 円 ポスティング用 137,205 円 @1.65636 円 × 125,000 部	8 2 8 3 8 4
	案内文印刷費	株式会社 プリント パック	10,335 円 (95.6% 按分)	@3.445 × 3000 部	8 6
	ポスティング代	株式会社 ディー・ アイ・エフ	342,210 円 (95.6% 按分)	@3.66 × 85000 部	8 7
	郵送代	日本郵便 株式会社	178,828 円 (72% 按分)	@84 × 256 通 @70 × 957 通 @62 × 1,457 通	8 9
	封筒代 印刷・デザイン込	株式会社 中島弘文 堂印刷所	96,257 円 (68.1% 按分)	右記領収書番号添 付用紙参照	9 0
	新聞折込代	奈良産経 企画株式 会社	119,350 円 (95.6% 按分)	@3.41 円 × 35000 部	9 7

デザイン代 金	株式会社 中島弘文 堂印刷所	66,445 円 (95.6%)		102
切手代	日本郵便 株式会社	168 円 (71.4%)	84 円×2	92
郵送代	日本郵便 株式会社	94 円 (71.7%)	94 円×1 通	99
郵送代	日本郵便 株式会社	84 円 (71.7%)	84 円×1 通	100
※ 按分率 95.6% 等 合計 1,020,816 円 (うち政務活動 907,137 円)				
備考	添付資料：広報誌（県政ニュース VOL.2）			

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員

奈良をもっと選ばれる街へ

# 永田 ゆづる 県政ニュース

Vol.02

令和5年(2023)11月  
発行 奈良県議会議員 永田ゆづる  
奈良市疋大路町30(県議会控室)

Nara Prefectural Administration News

プロフィール

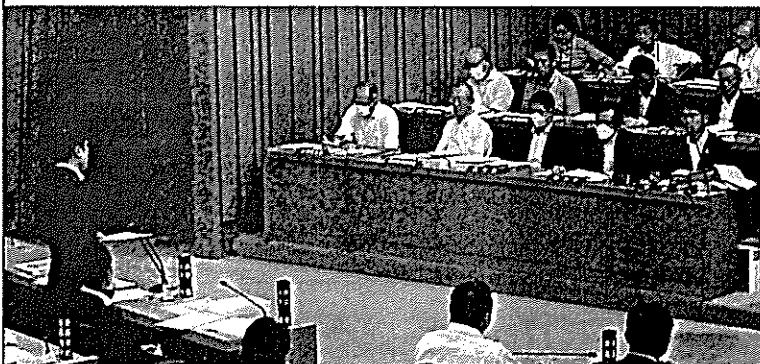
その他の活動(所属)

- 平成元年3月生まれ(34歳)／●早稲田大学商学部卒業／
- 元NHK報道記者 奈良・仙台・東京社会部(皇室・警視庁担当)
- 総務警察委員会／観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会 副委員長／  
議会改革推進会議／リニア中央新幹線建設促進議連／京奈和自動車道建設促進議連／  
がん対策推進議連／殺処分ゼロをめざす議連／森林・林業・林産業活性化促進議連

## 県議会で初めての一般質問

奈良県議会・9月議会は、一般会計の総額でおよそ58億円の補正予算案などを可決して10月20日に閉会しました。台風で被害を受けた河川・道路の復旧など災害対策のほか、エネルギー価格の高騰など物価高への対応が盛り込まれています。

9月26日には、本会議で初めてとなる一般質問を行ったほか、予算委員会にも所属して議論するなど充実した議会となりました。このうち、一般質問では、奈良県の抱える課題について奈良県知事などと次の4つ



奈良県議会・9月議会

議会質問の録画▶



永田ゆづるは以下の内容で  
一般質問を行いました(9月26日)

- 質問① 南海トラフの巨大地震など災害対応について  
質問② 行政文書の適切な作成及び管理について  
質問③ 若者の県内定着に資する企業誘致の推進について  
質問④ 奈良市・近鉄大和西大寺駅周辺の渋滞対策について

質問①

### 南海トラフの巨大地震など災害対応について

知事は、南海トラフの巨大地震などが発生した際、地域の防災体制を充実して対応することを第一に掲げ、五條市で当初、予定されていた大規模広域防災拠点の整備を行わないと表明している。こうした中、災害時において県は人命救助や全国からの応援部隊の受け入れなど、速やかでかつ万全な対応を取れるのか。

※県内の想定死傷者数は1万9700人

再質問  
提  
案

国は南海トラフの対応計画では、①応援部隊が集まる「進出・救助活動拠点」②医療活動のための「航空搬送拠点」③支援物資を集積・配達する「広域物資輸送拠点」の3つの機能を揃えるよう各都道府県に求めている。しかし、県内にある9つの防災拠点にはこの3つの機能が揃っていない、災害のリスクを抱えた拠点も多い。また、兵庫・大阪・和歌山・三重県など近隣府県では、全県の防災拠点をバックアップする総合的な拠点を置いた上でエリアごとに拠点を位置付けるなど防災拠点への体系的な考えがある。奈良県の防災拠点でも必要な3つの機能を整備した上で、それぞれの位置付けを体系的に整えるべきでないか。

知事  
答弁

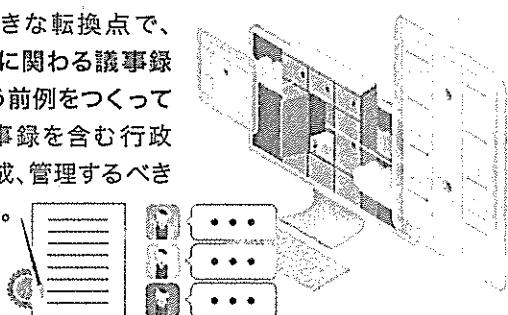
現在、県内にある既存の施設で、物資の集積や支援の受け入れなど、どの程度災害対応ができるか調査・検討している。防災拠点を設置するためにすでに購入していた五條市の土地は、防災目的での活用を含めて整備内容を検討していく。

**質問②**

## 行政文書の適切な作成及び管理について



知事は就任後、情報公開の重要性について触れた上で、県政情報を原則公開することを表明された。一方、情報公開される内容が正確であるためには行政文書が厳密に管理される必要がある。しかし、6月の県議会において、予算の執行査定に関する議事録が存在しないことが明らかになり、判断の理由や経緯を検証できる可能性が大きく低下した。今回の予算の執行査定は、前知事が進めてきた数多くのプロジェクトを見直すという県政の大きな転換点で、重要な意思決定に関わる議事録を残さないという前例をつくってはいけない。議事録を含む行政文書を適切に作成、管理するべきと考えるがどうか。



県の文書規則に沿って、予算の執行査定の結論に至った経緯を検証できる3つの文書を作成した。①執行査定を行うために職員が用意した各事業の資料②執行査定のときの知事コメントを残したメモ③記者会見で発表した査定の結果を示す資料で経緯が検証できると考える。



3つの資料のうち①は執行査定のために前もって用意された資料で、③は結果をまとめた発表の資料。いずれも執行査定そのものの議論や経緯が分かるものではない。②の資料12枚が私の手元にある。ただ、内容を読むと「予算通りの執行で了解」とだけしか書いていないものや、結果発表の資料と同じように数行の文章で結論だけが書かれたものばかりとなっている。こうしたことから、知事の答弁であった行政文書①～③では、意思決定の経緯を検証することはできない。今後は、意思決定を伴う会議では、議事録を含めた行政文書を残すよう仕組みを作るべきだと考えるがどうか。

**質問③**

## 若者の県内定着に資する企業誘致の推進について

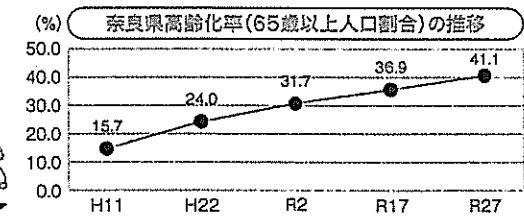
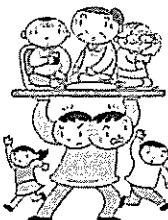
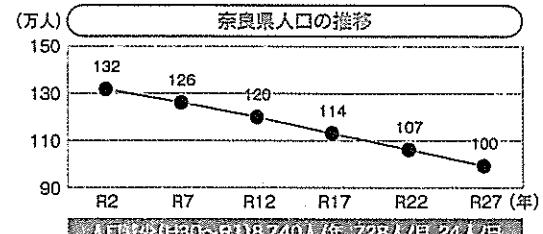


奈良県では進学や就職を機に若者が県外に流出していく、40代までの若い世代の人口はこの20年で約28%減少している。さらに県内に就職した場合でも早期の離職率が高いという課題がある。奈良県は企業の定着性という観点から製造業の誘致に取り組み、一定の成果をあげているが、希望する業種・働き方・待遇等の条件が揃わなければ若者は県内に定着しない。若者が地元を離れることなく、希望する仕事に携われるという選択肢を奈良県が示していくことが重要と考えるが、どうか。



製造業だけでなく、高付加価値化を進める企業の誘致や革新的な技術を持つ県内企業の育成を支援するなど、県内産業の裾野を広げて若者を含む多様な人材が働ける場を確保していきたい。

奈良県の  
人口は  
急速  
に  
減少  
・  
高  
齢  
化  
に



H11 奈良県年齢別人口調査、H12～27：国勢調査、R2～R27 「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

**質問④**

## 奈良市・近鉄大和西大寺駅周辺の渋滞対策について



奈良市・近鉄大和西大寺駅の西側においては3つの鉄道踏切が「開かずの踏切」として指定されている。駅のすぐ西側では1時間のうち最大で51分間も閉まる箇所があり、生活の利便性が低下している。周辺エリアの西大寺・伏見地区では新しいマンションの建設が進み、この20年で人口が14.1%増加。10年間で人口が3.16倍と急増している地域もある。大和西大寺駅の高架化は抜本的な対策として重要だが、数十年はかかるため「開かずの踏切」があることを前提に、短期的な対策も同時に進めるべきではないか。



「開かずの踏切」対策は周辺の渋滞を解消する上で必要。一方、踏切そばの線路内には列車の進路を切り替えるための機械が集まっていることから、踏切の拡大等の短期的な対策が難しい状況にある。関係者と協議して、引き続き課題解決に向けて知恵を絞っていきたい。



菖蒲池  
第6号踏切道  
開かずの踏切  
遮断時間(1時間最大)  
40分/時

菖蒲池  
第7号踏切道  
開かずの踏切  
遮断時間(1時間最大)  
40分/時

菖蒲池  
第8号踏切道  
開かずの踏切  
遮断時間(1時間最大)  
51分/時

少人数での座談会・県政報告も行っていますのでお気軽にお声がけください。



奈良県議会議員 永田ゆづる

奈良市登大路町30(県議会控室)

TEL : 050-3696-1053  
FAX : 0742-90-1108

Mail : info@yuzurunagata.jp



永田 ゆづる 公式サイト



<https://yuzurunagata.jp/>

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 永田 恒

年 月 日	令和6年1月22日			
表題と発行部数	『永田ゆづる県政ニュース VOL. 3』			
対象者	奈良市 山添村内等			
配布方法	ポスティング 95,000部 新聞折り込み 17,000部 街頭配布 1,000部			
発行目的	12月議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 95.3%（プロフィール欄等、県政報告とは直接関係のない範囲が4.7%でこれを除外）			
内容	12月議会報告 委員会で県の帰宅困難者対策等を質問していて、その内容等について記載			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	県政ニュース印刷費	株式会社 プリント パック	187,795円 (按分率 95.3%)	@1.6619×113,000 部
	封筒宛名印 刷代	Jadore LB 株式 会社	6,600円 (按分率 75.4%)	@32.1951×205枚
	ポスティン グ代	株式会社 ディー・ アイ・エ フ	342,210円 (按分率 95.3%)	@4.026×85000部
	デザイン代	株式会社 中島弘文 堂印刷所	66,445円 (按分率 95.3%)	
	案内文①	株式会社 プリント パック	2,180円 (按分率 50%)	@21.8×100枚
	案内文②	株式会社 プリント パック	2,180円 (按分率 25%)	@21.8×100枚

郵送代	日本郵便 株式会社	16,128 円 (按分率 75.4%)	@84 × 192 通	125
新聞折込代	奈良産経 企画株式 会社	58,311 円 (按分率 95.3%)	@3.41 × 17,100 部	131
ポスティン グ代	地域情報 ネットワ ーク株式 会社	50,600 円 (按分率 95.3%)	@5.06 円 × 10,000 部	146
郵送料	日本郵便 株式会社	168 円 (按分率 75.4%)	84 円 × 2 通	134
郵送料	日本郵便 株式会社	504 円 (按 分率 75.4%)	84 円 × 6 枚	135
郵送料	日本郵便 株式会社	504 円 (按 分率 75.4%)	84 円 × 6 枚	136
郵送料	日本郵便 株式会社	84 円 (按分 率 75.4%)	84 円 × 1 通	153
※ 按分率 94.3% 等 合計 783,709 円 (うち政務活動 691,927 円)				
備考	添付資料：『永田ゆづる県政ニュース VOL.3』			

注 発行した広報紙を添付してください。



# 永田ゆづる 県政ニュース

vol.03

令和6年(2024)1月  
発行 奈良県議会議員 永田ゆづる  
奈良市豊大路町30(県議会控室)

Nara Prefectural Administration News

## プロフィール

●早稲田大学 商学部 卒業

●元NHK報道記者 奈良・仙台・東京社会部(皇室・警視庁担当)

## その他の活動(所属)

総務警察委員会/観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会 副委員長  
議会改革推進会議/リニア中央新幹線建設促進議連/京奈和自動車道建設促進議連  
がん対策推進議連/殺処分ゼロをめざす議連/森林・林業・林産業活性化促進議連

新年早々、痛ましく衝撃的なニュースが相次いでいます。元日には能登半島地震が発生し、甚大な被害がもたらされました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

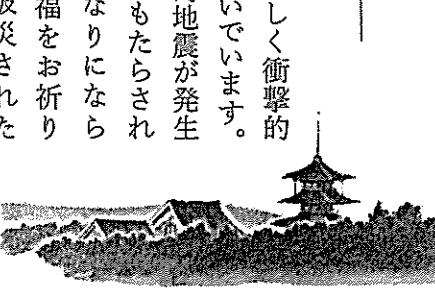
連日、災害関連死を含めた死亡者の増加を伝える報道に接し、改めて災害への備えの重要性を感じるとともに、県議会の一員としてその職責を果たさなければならぬという思いを強くしております。

さて、奈良県議会の12月議会は、燃料費等の物価高騰に対応するための費用などとして、およそ207億円の補正予算が可決され、12月15日に閉会しました。

12月議会では、関西広域連合への全面加入の是非も大きなテーマとなりました。これまでには部分参加にとどまつっていましたが、全面加入に伴うデメリットよりも、産業の活性化等につながるなどのメリットが大きいと考え、議決の際には起立して賛成しました。

議案は可決され、ことし4月にも関西広域連合への全面加入が実現する見通しです。

ご挨拶



## 12月議会 総務警察委員会における質問

委員会質問の録画



## 災害時の帰宅困難者 対策について

質問①  
永田  
議員

南海トラフの巨大地震等、大規模な災害が発生した際には公共交通機関が動かなくなり、多くの人たちが帰宅困難者になる。大阪に通う奈良県民は15万5000人にのぼるなど、奈良県の人口の14%が関西各県に通勤・通学していて、滋賀県の7%、和歌山県の4%と比べてもその割合は特に多い。鉄道が動かない際には、帰宅困難者をバスで搬送することが有効となるものの、現在、奈良県と県内のバス事業者との間で結んでいた協定では、災害時の帰宅困難者の搬送を想定したものとはなっていない。災害に事前に備えるべく、協定の内容を工夫すべきだと考えるがどうか。

県の  
答弁

現在の協定では、災害対応の支援に必要な人員を搬送することは想定しているものの帰宅困難者についての文言はない。重要な課題と認識しているので、帰宅困難者対策を協定の中で取り組むべき項目に加えることを検討していきたい。

今後の  
方向

日中の災害発生を想定し、帰宅困難者が速やかに自宅に移動できる環境を整えるべく働きかけを強めています。

また、能登半島地震を受けて、南海トラフの巨大地震に加えて奈良盆地東縁断層帯地震(震度7・死者約5200人・全壊住宅約12万棟と想定)への備えをさらに進めなければなりません。奈良県内で新耐震基準を満たしていない住宅は約7万戸と推計されているほか、能登半島地震では孤立集落が多く発生し、支援の遅れが指摘されています。こうした課題を踏まえ、事前の備えが整うことを目指して委員会等で質問を重ねていきます。



質問②

## 物価高対策について

永田  
質問

物価高対策として、奈良県は10月2日から31日までの間、民間企業で働く県民を対象にした「働く人応援クーポン」の募集を行っていた。「PayPayアプリ」で1万円分の電子クーポンを購入すると1万5000円分の買い物ができるもので、最大で15万口の発行が可能だった。クーポンを利用した年代含め、政策の結果と受け止めを教えてほしい。

県の  
答弁

募集に対して13万4000口あまりと9割の応募があった。利用者の割合は40代や50代が多く、20代や30代はその半数に満たなかった。

### 観光振興対策の特別委員会

発言

#### 県内消費増に向けて



委員会質問の録画

奈良県では宿泊者数が全国最低水準で、県内消費額が小さいという課題がある。文化財や伝統行事など、「奈良らしさ」をいかす観光政策に加え、音楽関係・アーティストのライブを増やすなど、全国から“追っかけ”を呼び込むことも重要となる。「奈良を潤す街」にするため以下の2点について考慮・検討してほしい。

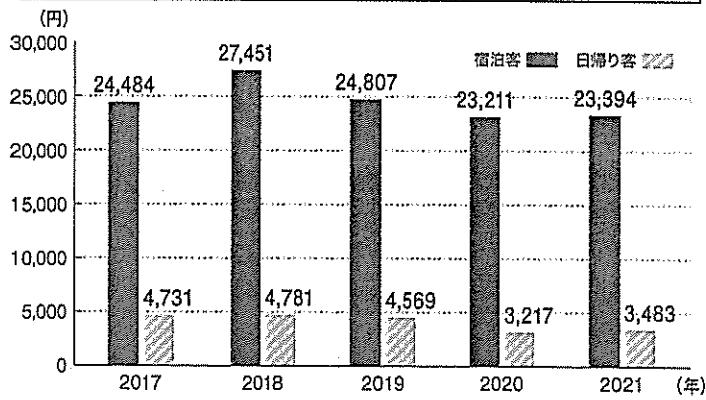
提案①

奈良県内で開催される音楽・アーティストのライブの実績など、他府県と比べたデータがなく現状把握ができているとは言い難い。県内消費を伸ばすためにも、現状を探ってほしい。

提案②

ライブなどの施設として奈良市の「なら100年会館」と橿原市の「奈良県文化会館」の2つが主に利用されている。ライブやそれに伴う誘客を増やすためにも、音楽ホールの収容人数や音響、機材搬入の方法など、アーティストの視点や意見をぜひ取り入れたものにしてほしい。

#### 観光消費額 1人あたりの推移



再質問  
提案

このクーポンは物価高対策として発行されているもので、比較的所得が低いとされる若い世代に使用してもらうことが政策の目的を達成するために重要と考える。若い世代にも利用してもらえるよう広報のあり方を工夫してほしい。また、電子クーポンがどのように利用されたのかを分析することは、今後さまざまな政策を進めていく上で重要となる。限られた税金を有効に活用するためにも、このデータを部署を横断する形でいかしていってほしい。



### リニア新幹線の早期開業を求める大会に出席

報告

12月18日、リニア中央新幹線の早期開業を求める大会に出席しました。

リニア中央新幹線は東京・大阪間までの438キロを67分で結び、東京・名古屋・関西の3大都市圏が一体化することで、ヒト・モノ・カネ・情報が行き交うことにつながります。1編成あたり1000人を運ぶ圧倒的な輸送力も兼ね揃えています。

奈良県内では、リニア新駅の位置として奈良市付近の3箇所が候補場所となり、令和5年12月から地質調査“環境アセスメント”が始まっています。

これまで、観光客は京都を経由して奈良を訪れていました。しかし、リニアが開通し、新駅が奈良市付近に設置されれば、奈良が関西の観光窓口となります。奈良を起点に京都や大阪を訪ねる時代がやってくるのです。私も議会の一員として、リニア新駅を中心とした街づくりに積極的に取り組んでいきたいと思います。

#### リニア中央新幹線のスピードと輸送力

	平均速度	所要時間 (東京-大阪間)	1編成 あたりの定員
リニア 中央新幹線	392km/h	67分	1,000人
東海道新幹線 (のぞみ)	218km/h	135分	1,323人
航空機 (Hーイク777-300)	474km/h	80分	514人

少人数での座談会・県政報告も行っておりますのでお気軽にお声がけください。

奈良県議会議員 永田ゆづる  
奈良市登大路町30(県議会控室)

TEL : 050-3696-1053  
FAX : 0742-90-1108

Mail:info@yuzurunagata.jp

永田  
恒



## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 永田 恒

年月日	令和6年3月8日				
表題と発行部数	『自由民主党・無所属の会 県政報告』				
対象者	奈良市内				
配布方法	新聞折り込み 10,000部				
発行目的	改選後の県政報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 100%				
内容	県政報告 県予算の執行停止に関わる部分や会派の意見等を掲載				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画株式会社	34,100円	@3.41×10,000部	149
※ 100%充当 合計 34,100円					
備考	添付資料：『自由民主党・無所属の会 県政報告』				

注 発行した広報紙を添付してください。



## 奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

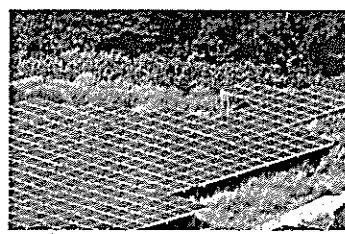
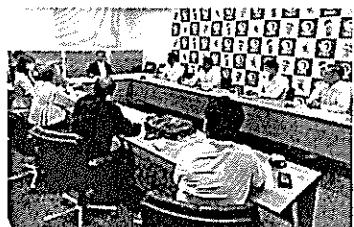
国が平成26年3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものか疑問があります。

1月1日に起きた能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつラッシュアップするよう求めてまいります。

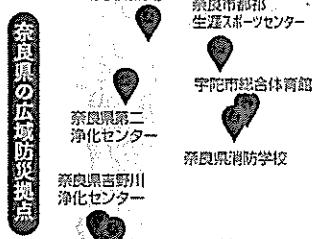
1月24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



▲メガソーラー ※イメージです



下北山スポーツ公園

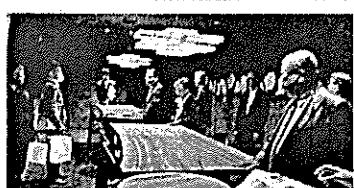


跡の郷

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

令和13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかくさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されるところです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和6年第1回國スポ大会で使用されるSAGA Arirana(佐賀県)の視察を行いました。

## 大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の3町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取り入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。

今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の想いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

## 第11号様式の6（第5条関係）

## 政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 永田 恒

年 月 日	令和5年8月15日 他			
表題	奈良県政報告ホームページ『永田ゆづる公式サイト新しい風を県政に』			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望を求める			
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会へのリンク）			
内容	6月議会等報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	維持管理費	ロビン株式会社	6,000 円	更新料 47
	サーバー契約	GMO ペポバ株式会社（ロリポップ）	2,757 円 (15,840 円のうち 36 カ月契約を日割りしたもの)	日割り定額 62
	ドメイン契約	GMO ペポバ株式会社（ムームードメイン）	2,028 円 (4,045 円のうち 12 カ月契約を日割りしたもの)	日割り定額 54
	更新費用	ロビン株式会社	22,500 円	更新料 85
	更新費用	ロビン株式会社	16,835 円	更新料 118

	※ 50 %充当 合計 $50,120 \times 50\% = 25,059$ 円
備考	ホームページアドレス： <a href="https://yuzurunagata.jp/">https://yuzurunagata.jp/</a> 添付資料 ホームページ制作・保守費用の契約内容書

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

差出人: no-reply@service.muuumuu-domain.com  
件名: 【ムームードメイン】ご入金ありがとうございます  
日付: 2023年9月1日 9:00  
宛先: [REDACTED]

このメールは、ムームードメインより自動的に送信されています。

ムームードメインをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
以下の契約についての入金確認が完了いたしました。

◎ご契約内容

[ ドメイン ] [REDACTED]  
[ 契約期間 ] 2023/09/30 ~ 2024/09/30  
[ 支払方法 ] クレジットカード決済  
[ ご入金額 ] ¥4,045

ドメイン更新時の価格につきましては価格一覧表をご確認ください。

【価格一覧表】

<https://muuumuu-domain.com/domain/price>

契約内容の詳細はムームードメインコントロールパネルをご覧ください。

【コントロールパネル】

<https://muuumuu-domain.com/?mode=conpane>

レンタルサーバーのご契約はお済みでしょうか？

お客様が取得されたドメインを利用してホームページやブログを作成するには  
レンタルサーバーのご契約が必要になります。

もし、まだレンタルサーバーのご契約をされていないのでしたら、弊社提供の  
レンタルサーバーサービス『ロリポップ！』『ヘテムル』をオススメ致します。

lolipop! -ロリポップ！-

★ 月額110円からご利用できます（容量最大400GB）。

★ マルチドメイン、複数データベース、共有SSL、SSHの利用も可能。

ブログ、ショッピングカートも付いてます。

▼ロリポップ！レンタルサーバー

[https://lolipop.jp/?banner\\_id=muuumuu02](https://lolipop.jp/?banner_id=muuumuu02)

heteml -ヘテムル-

★ 大容量200GBが月額880円～

★ 独自ドメイン設定無制限、データベース70個から！

共用SSL、独自SSL、アクセス解析など多彩な機能を搭載

▼ヘテムル

<https://heteml.jp/>

<サーバー契約について>

今回入金確認が完了となりましたのは、ムームードメインのドメイン利用料金  
でございます。レンタルサーバーやメールといった各種サービスについては、  
別契約となりますのでご注意ください。

ご契約中のドメインでこれらのサービスをご利用いただいている場合は、  
各サービスの更新期限も併せてご確認ください。

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お問い合わせフォームよりご連絡下さい。

<https://muuumuu-domain.com/?mode=inq>

ムームードット https://muumuu-domain.com  
GMOペパボ株式会社 <https://pepabo.com/company/overview/>

おかげさまで27周年 すべての人にインターネット  
当社はGMOインターネットグループ（東証プライム上場 9449）のメンバーです。  
■GMO INTERNET GROUP ■ <https://www.gmo.jp/>

機密情報に関する注意事項：このE-mailは、発信者が意図した  
受信者による閲覧・利用を目的としたものです。万一、貴殿が  
意図された受信者でない場合には、直ちに送信者に連絡のうえ、  
このE-mailを破棄願います。

差出人: ロリポップ! サポート no-reply@lolipop-service.jp  
件名: 【ロリポップ!】ご入金ありがとうございます  
日付: 2023年9月14日 12:44  
宛先: [REDACTED]

この度はご入金いただき、誠にありがとうございます。

◎以下の契約についての入金を確認させていただきました。

[ アカウント ] [REDACTED]  
[ ドメイン ] [REDACTED]  
[ 独自ドメイン ] [REDACTED]  
[ 契約期間 ] 36ヶ月  
[ 契約開始日 ] 2023/09/23  
[ 契約終了日 ] 2026/09/22  
[ ご入金額 ] ¥15,840  
[ 支払方法 ] クレジット

サーバーの安定運用を心がけると共に、インターネットの進展に  
合わせ様々なサービスに挑戦して行きたいと考えております。  
今後とも、よろしくお願い致します。

あなたの書きたいことが明確になる『Shinobiライティング』で記事作成

「サイトに書くことがまとまらない」  
「定期的な更新ネタが考えられない」  
「サイトの内容（コンテンツ）を充実させたい」

そんなあなたに必見！記事作成代行サービス『Shinobiライティング』なら、  
テーマやキーワードの指定だけでオリジナルの文章を作成いたします。

『Shinobiライティング』ご注文はこちらから>> [ <https://lolipop.promo.cro-co.jp> ]

\*この電子メールアドレスに返信されましてもご回答いたしておりません。  
下記【お問い合わせフォーム】よりご連絡ください。

お問い合わせフォーム <https://lolipop.jp/support/inq/>

---

ロリポップ！レンタルサーバー <https://lolipop.jp/>  
GMOペパボ株式会社 <https://pepabo.com/company/overview/>

おかげさまで27周年 すべての人にインターネット  
当社はGMOインターネットグループ（東証プライム上場 9449）のメンバーです。  
■GMO INTERNET GROUP ■ [https://www.gmo.jp/](https://www.gmo.jp)

機密情報に関する注意事項：このメールは、当サービスが指定した  
受信者のみが利用することを目的としたものです。  
万が一、あなたがこのメールの受信に関してお心当たりのない場合は、  
直ちに当サービスへのご連絡とメールの破棄をお願いいたします。

Copyright (C) 2023 GMO Pepabo, Inc. All Rights Reserved.

## 第11号様式の6（第5条関係）

## 政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 永田ゆづる

年月日	令和5年10月30日 他			
表題	Vonncetor 政務活動プラン			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望を求める			
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会活動も含まれるため）			
内容	9月・12月・2月議会報告 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	Vonncetor 契約 11月分	イチニ株式会社	12,980円	50%
	Vonncetor 契約 12月分	イチニ株式会社	12,980円	50%
	Vonncetor 契約 1月分	イチニ株式会社	12,980円	50%
	Vonncetor 契約 2月分	イチニ株式会社	12,980円	50%
	Vonncetor 契約 3月分	イチニ株式会社	12,980円	50%
	※50%充当 合計 32,450円			
備考	ホームページアドレス： <a href="https://go2senkyo.com/seijika/185434">https://go2senkyo.com/seijika/185434</a> 添付資料 契約内容資料			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホーム > ボネクタ議会・政務活動 > 金サービス料金一覧

## 全サービス料金一覧

ボネクタネット選挙サービスの料金が一眼でわかる!

## ボネクタ 議会・政務活動

## ネットの活用した政務活動の決定版

## 赤木夕々歌会・政策活動

政務活動ターゲティング  
広告

广告用動画作成

ハイブリッド意識調査

プラン	政治活動費分	政務活動費充当可能分 ※按分比率等により変動	オ プロ
都道府県	1,180円 (税抜)	10,620円(税抜)	→ 1,180 + 10,620 = 12,
政令指定都市	1,180円 (税抜)	10,620円(税抜)	
特別区	830円 (税 抜)	7,470円(税抜)	
中核市	830円 (税 抜)	7,470円(税抜)	月額
一般市	640円 (税 抜)	5,760円(税抜)	
町	390円 (税 抜)	3,510円(税抜)	
村	390円 (税 抜)	3,510円(税抜)	

※政務活動費按分比率などは自治体により異なります。各議会(事務局)などでご確認ください。

※価格は税抜です。

※契約期間は1年契約となります。

## ボネクタ議会・政務活動 お申し込み

## 第11号様式の8（第5条関係）

## 政務活動記録簿（会議・意見交換会参加）

会派・議員名 永田 恒

年 月 日	令和6年2月7日			
政務活動先	国立オリンピック記念青少年総合センター			
会議名	北方領土返還要求全国大会			
参加者	地方議員や国会議員、それに運動関係者			
参加目的	北方領土の日に合わせ、その返還に向けた歴史等を学ぶとともに全国的にその機運を醸成するため			
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	北方領土について紹介されるVTRが流された後、大会実行委員長の挨拶が行われた。北方領土に居住していた元島民の高齢化が進む中、中断されている北方領土におけるお墓参りが再開されることを希望する等の大会アピールが決議された。こうした活動に触ることで、地方議員としても理解促進に努めることが必要と感じた。			
会議参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	国立オリンピック記念青少年総合センター	JR 山手線	高輪ゲートウエイ～原宿 (帰り：品川駅着 新幹線乗り換え)	360 円
		JR (新幹線)	品川駅～京都駅	13,770 円
		近畿日本鉄道	京都駅～大和西大寺駅	680 円
	宿泊費		内訳：	
	参加費		内訳：	
合計 14,810 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：大会次第等 配布資料			

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。

# 令和6年北方領土返還要求全国大会



## 令和6年2月7日

国立オリンピック記念青少年総合センター  
カルチャー棟ホール

### 《 北方領土の日 》

日露両国は、1855年2月7日に伊豆の下田で調印した「日露通好条約」において両国間の国境を択捉島とウルップ島の間と定めた。この条約には、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島が日本の領土であることが明記されている。この歴史の事実を重んじ、政府は1981年1月に北方四島が平和友好裡に返還されることを念じ、2月7日を「北方領土の日」と制定した。

主催／北方領土返還要求全国大会実行委員会

# 次 第

## ◎ 北方領土をご紹介します

歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島

朗 読 「遺されたから紡いでく」

## ◎ 挨 拶

大会実行委員長	中園 謙二
元島民の訴え	野口 繁正
内閣総理大臣	岸田 文雄
外務大臣	上川 陽子

## ◎ 北方四島の返還を求める

### ○活動の現場から

運動団体代表・北方領土隣接地・他

### ○北方領土の日に寄せて

北方担当大臣 自見 はなこ

## ◎ アピール

### 大会実行委員会構成団体

北方領土返還要求運動連絡協議会幹事団体：日本青年団協議会・日本労働組合総連合会・全国女性団体連絡協議会・千島歯舞諸島居住者連盟・自衛隊家族会・東京根室会・日本青年会議所・北方領土復帰期成同盟

地方六団体：全国知事会・全国都道府県議会議長会・全国市長会・全国市議会議長会・全国町村会・全国町村議会議長会

政府関係：内閣府

北方領土返還要求運動連絡協議会構成団体：安全保障問題研究会・小笠原協会・沖縄協会・各種女性団体連合・北の海の動物センター・釧路建親会・自由民主党東京都連学生部・神道政治連盟・神道青年全国協議会・神社本庁・全国氏子青年協議会・全国漁協婦人部連絡協議会・全国高等学校長協会・全国公民館連合会・全国商工会連合会・全国生活衛生同業組合中央会・全国郵便局長会・全日本中学校長会・全国防衛協会連合会・全国連合小学校長会・全国若手市議会議員の会OB会・隊友会・大日本水産会・東京母の会連合会・独立行政法人北方領土問題対策協会・日本遺族会・日本郷友連盟・日本私立中学高等学校連合会・日本新聞協会・日本青年協会・日本青年協議会・日本青年国際交流機構・日本放送協会・日本ユネスコ協会連盟・日本P.T.A全国協議会・根室管内ふるさと会連合会・佛所護念会教団・北海道漁業協同組合連合会東京支店・北海道俱楽部・北海道信用漁業協同組合連合会・北海道水産会・北海道総務部北方領土対策本部・北方研究センター・北方四島自然協議会・北方領土返還要求宮城県民会議・北方領土勉強会・モラロジー道德教育財団・若い根っここの会・早稲田大学鵬志会（50音順）

# 令和 6 年大会アピール（案）

本日、令和6年「北方領土の日」を迎え、我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島、すなわち北方四島の返還実現を目指し、「令和6年北方領土返還要求全国大会」を開催しました。大会の様子はインターネットを通じて配信され、北方領土問題の解決を求める日本国民の訴えを国内外に幅広く訴えることができました。

78年前、北方領土がソ連によって不法占拠されたまま今日に至っています。決して許されることではありません。今、北方領土問題は混迷を深める国際情勢の影響を受け、日露間の平和条約交渉、北方四島交流事業、墓参など様々な取り組みが一方的に中断され、外交交渉再開の兆しすらもみえません。北方領土問題は非常に厳しい状況に置かれています。

戦前、北方四島に居住していた元島民の方々は「故郷の島に戻る日」を待ち続けていましたが、願いが叶わぬまま次々と亡くなられています。元島民の高齢化は深刻であり、一刻の猶予もありません。人道的観点からも、現在中断されている元島民による北方墓参の再開を強く望みます。

私たちはこうした厳しい情勢の中、北方領土返還に向けて地道にあらゆる活動を続けております。北方領土問題を解決に向けて前進させるには、これからも歩みを止めることなく一丸となって訴え続けることが不可欠です。

大会では、北方領土問題の解決に向け、官民一体となり、これまで以上に国内外に向け広範な活動を展開し、返還要求運動に取り組む意思が確認されました。

私たちは、北方四島の返還実現を目指し、次のとおり決意を表明します。

## 記

- 一．私たちは、北方四島の返還実現を目指し、日露両国間の関係改善と平和条約締結に向けた交渉の再開を強く求めます。
- 一．私たちは、人道問題として北方墓参の早期再開を強く求めます。
- 一．私たちは、署名活動をより一層推進します。
- 一．私たちは、全国の仲間と手を携え、あらゆる機会を活かし、北方領土問題を発信し、北方四島の返還こそが我が国とロシアとの真の友好と信頼関係を築き、ひいては世界の平和に寄与するものであることを訴えます。
- 一．私たちは、北方領土に残存する日本の施設などの保存に努めます。

令和6年2月7日北方領土の日  
令和6年北方領土返還要求全国大会

# 日本の大切な島々です

終戦当時、北方領土の島々には 17,291 人の人々が暮らしていました。春から秋までの漁業の最盛期には、島外から多くの人々が働きに来て大変な賑わいでした。

1945 年 8 月 28 日、ソ連兵が択捉島の留別村に上陸、続いて国後島、色丹島に上陸、9 月 1 日には歯舞群島にまで侵攻し、9 月 5 日までに全ての島々を占拠しました。

故郷を追われた島民は「故郷の島に戻る日」が必ず来ると信じていましたが、未だに帰れず 78 年も経過し、この間、多くの方々が失意の中、亡くなられました。今では生存している元島民は 5,208 人、平均年齢は 88 歳となっています。

元島民に残された時間は僅かしかありません。「生きている内に、先祖の墓参りをしたい」が願いです。故郷を追われた元島民は「故郷の島に戻れる」日が必ず来ると信じていました。

今はそれも叶いません。どうして叶わないのでしょうか。

北方四島は、元島民の故郷ですが、日本人皆さんの大切な領土です

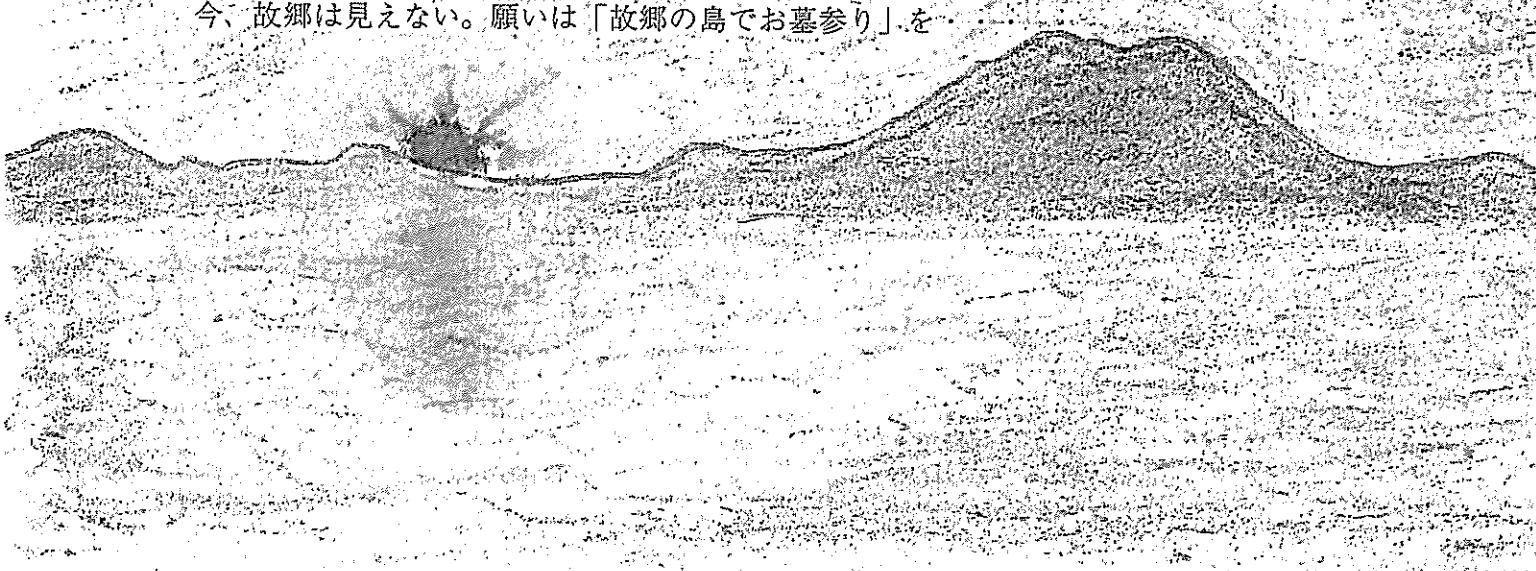
国後島秩父別生まれ（81 歳男性）

国後島の秩父別の海峡の向こうに知床半島の羅臼が見えました。夕焼けの中に浮かぶ知床半島は幻想的でした。冬は流氷が入ると、氷の上を歩いて知床半島の羅臼まで行けそうでした。島ではやんちゃな仲間と材木岩を見に行き、帰りに岩場で魚を獲り、温泉で温まり、陽が沈むまで遊んでいました。

戦後、家族は羅臼で暮らすことになりました。そこからは秩父別が見え、国後島から昇るキラキラ輝く太陽を見ていました。冬、流氷と共に鶴たちがやってくる。鶴の背に乗って国後に行きたい。手が届く所に在るのに、帰りたいのに帰れない故郷。やるせない毎日。

歳を取り、とうとう羅臼を離れることになりました。朝日を見る度に「知床旅情」の一節、「はるか国後に白夜は明ける」と口ずさむ。

今、故郷は見えない。願いは「故郷の島でお墓参り」。



## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 永田 恒

年月日	令和6年2月2日			
年会費名	奈良県防災士会 年会費			
相手方	奈良県防災士会			
年会費支払目的	防災の議論に役立てるため			
按分率の説明	県政課題への理解につながるため100%の按分率			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 南海トラフの巨大地震や奈良盆地東縁断層帯地震等を想定し、災害の支援のあり方等を考える研修会を実施。</p> <p>◆本会の活動頻度 県内各地で、毎月複数回開催している。</p> <p>◆参加者の状況 地域の自治会を担うメンバー等、防災士会に加入しているメンバーなどが参加。</p> <p>防災の研修等を受けることで、震災関連死等、今後の奈良県で発生しうる災害時の事前の対策を考えることにつながっている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	307円	防災士会 年会費 令和6年2月～令和7年3月分のうち令和6年2月3月分 2,152円×2/14	126
合計 307円（振り込み手数料込）				
備考	添付資料：規程等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 特定非営利活動法人 奈良県防災士会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人奈良県防災士会（以下、「本会」という）の会員が本会の運営および諸事業に対し有する権利および義務について定めたものである。

### (性格)

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

### (会員の種類)

第3条 会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、正会員は特定非営利活動法人日本防災士会に所属し、かつ所定の手続きを得て奈良県防災士会会員となった者とする。

2 賛助会員は、特定の知識・技能・経験は問わないのとする。但し、団体会員となる場合は当該団体の代表者または当該団体の三役のいずれかかが正会員であることを条件とする。企業会員はこれを問わない。

### (会費)

第4条 定款附則6に基づき、会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 2,000円（本部会費を除く）
- (2) 賛助会員（個人） 2,000円
- (3) 賛助会員（団体） 20,000円
- (4) 賛助会員（企業） 20,000円（1口）

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年分とする。ただし、毎年1月1日以降に入会し、その年の3月31日までに納入した会費は翌年度まで有効とする。

3 4月1日付で22歳以下の会員は当年度の年会費を免除とする

### (会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。ただし、年度の中途中に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとす

- る。
- 2 当該年度の会費を翌年3月31日までに納入しなかった者は、定款第9条第3項を適用するが事務処理上は休会とし、継続して2年以上会費を滞納した時はその資格を喪失する。
- 3 納入した会費は返還しない。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席及び議決、事業活動への参加および支援
- (2) 賛助会員は、事業活動への参加および支援
- 2 会員は、本会が定める会員の倫理規定を遵守しなければならない。

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料、情報等の優先的配布を受けることができる。

- 2 会員は、この法人が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。
- 3 会員は、この法人の頒布品を会員価格で購入することができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

(実施)

第9条 この規程は平成27年5月24日より実施する。

附則

この規程は令和5年7月8日より施行する。



f ■ □

# 奈良県防災士会について

## 定款

### お知らせ

#### 令和6年度

##### 総会、記念

## 特定非営利活動法人 奈良県防 災士会 定款

特定非営利活動法人 奈良県防災士会定款  
(名称)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良県防災士会といふ。但し、NPO法人奈良県防災士会と呼称することができる。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時ににおける地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する一般市民への支援を通じ

止です。

2023年8月  
31日 - 9:01  
PM

(1) 地域安全活動  
(2) 災害救援活動  
(3) まちづくりの推進を図る活動  
(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 活動報告

#### （事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 防災意識の普及、啓発、防災まちづくり推進事業

(2) 防災関連用品用具の普及・提供事業

(3) 災害被災地への支援事業

(4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業  
(5) 広報事業

(6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

#### （種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもつて特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

## 第3章 会員

#### （種別）

第7条 マイ・タイ ムラインの  
講義とワーク  
ショップ  
2024年3月  
14日 - 9:16  
AM

・ 正会員 特定非営利活動法人日本防災士会の会員であり、この法人の趣旨・活動目的に賛同し、かつ入会した個人。  
・ 貢助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人、団体。

介護施設ス  
タッフの地  
震備タイム  
ライン



特定非営利活動法人  
奈良県防災士会  
(日本防災士会奈良県支部)



特定非営利活動法人  
奈良県防災士会  
(日本防災士会奈良県支部)

- 3 理事長は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

#### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 能登半島地  
震」第3次  
(第4回)  
説明会
- 2024年3月  
12日 - 8:46  
AM

#### (種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上20人以内  
2024年2月  
21日 -
  - (2) 監事 1人以上3人以内  
10:07 AM

- 災害支援金の募集**
- 能登半島地  
震災警報救援  
活動支援金  
について
- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。  
2024年3月  
29日 - 9:21  
AM

- 能登半島地  
震災警報ボラ  
ンティア活  
動 (3月15  
日～17  
日)
- 第15条 及び副理事長は、理事の互選とする。  
2024年1月  
18日 - 5:52  
AM
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならなければならぬ。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。  
2024年3月  
18日 -  
12:24 PM
- 5 監事は、理事又はこの法人の幹員を兼ねてはならない。

- 記事のキーワード検索  
Search

- 能登半島地  
震災警報救援  
活動支援金  
について
- 能登半島地  
震の活動資金を!  
2024年1月  
18日 - 5:52  
AM
- 第一5条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 能登半島地  
震災警報ボラ  
ンティア活  
動 (3月15  
日～17  
日)
- 第一5条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。



## 奈良県防災士会 (日本防災士会奈良県支部)



特定非営利活動法人  
**奈良県防災士会**  
(日本防災士会奈良県支部)

る。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

ロゴマーク

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又

は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反す  
る重大な事実があることを発見した場合には、これを総  
会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会  
を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況に  
ついて、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求す  
ること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を  
妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されてい  
ない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで  
その任期を伸長する。

3 準欠のため、又は増員により就任した役員の任期  
は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とす  
る。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が  
就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を  
超える者が次けたときは、通常なくこれを補充しなけれ  
ばならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めら  
れるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない  
行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、  
議決の前に当該役員に弁明の機会を与えないければならな  
い。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で  
報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を  
弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、  
理事長が別に定める。

(顧問、参与)

第20条 この法人に、法条の役員のほか顧問、参与を  
置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱  
するものとする。

3 顧問は、特定事項について、理事会の求めに応じて  
意見を述べるものとし、参与は、理事長が委嘱した業務  
にあたるものとする。

## 第5章 総会 (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の  
2種とする。



# 奈良県防災士会

特定非営利活動法人  
(日本防災士会奈良県支部)



- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任及び解任

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 資産の管理の方法

(8) 借入金の借入（その事業年度内の収益をもつて償還する短期借入金を除く。）

(9) その他新たな義務の負担及び権利放棄。

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) 入会金及び会費の額

(12) その他、この法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。



# 奈良県防災士会

特定非営利活動法人  
奈良県防災士会（奈良県支部）



## （総会の議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した  
議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法  
による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、そ  
の数を付記すること。）

(3) 番議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事  
録署名人2人が、署名又は記名押印しなければならな  
い。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは  
電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総  
会の決議があつたとみなされた場合には、次の事  
項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ・総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ・前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- ・総会の決議があつたものとみなされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### （理事会の構成）

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

### （理事会の権能）

### （3）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事 項

#### （4）顧問及び参与の推薦

(5) 専門部会、地区ブロック設置に関する事項

#### （理事会の開催）

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事  
項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により監事からの招集の  
請求があつたとき。

#### （理事会の招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求  
があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集  
しなければならない。

3 理事会を招集するとときは、会議の日時、場所、目的  
及び議題事項を記載した書面又は電磁的方法により、開  
催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならな  
い。

#### （理事会の議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### （理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の  
規定によってあらかじめ通知した事項とする。



f ■

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 組織運営

(組織)

- 第39条 本法人は、理事会の議決を経て、専門部会及び地区ブロックを設置することができる。  
(専門部会の構成)

(資産の区分)

- 第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。



特定非営利活動法人  
奈良県防災士会  
(日本防災士会奈良県支部)



#### (会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に基づつて行うものとする。

#### (会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

#### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算是、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を運用することができます。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (事業報告及び決算)

すものとする。

#### (長期借入金)

第53条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該非営利活動に係る事業の種類
- ・ 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- ・ 社員の待遇に関する事項
- ・ 役員に関する事項(役員定数に関する事項を除く)
- ・ 会議に関する事項
- ・ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ・ 解散に関する事項(残余財産の賃族すべき事項に限る)

#### (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)



特定非営利活動法人  
奈良県防災士会  
(日本防災士会奈良県支部)



特定非営利活動法人  
奈良県防災士会  
(日本防災士会奈良県支部)

### (3) 正会員の欠亡

#### (4) 合併

#### (5) 破産手続開始の決定

#### (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の譲渡を経なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第11条第3項第二号から第五号に掲げる者であって、この法人と目的を同じくするもの又は同若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第11章 公告の方法

#### (公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	植村 信吉	副 理 事 長	井上 清	副 理 事 長	劇 理 事 長	奥田 英人	副 理 事 長	奥田 理 事 長	古 潤 梅 之
理 事 政一	末田 理 事	田中 太加	理 事 長	南上 敏明	理 事 長	平 井 錦 二	理 事 長	岩野 哲子	高 因 宏 方
	雄	雄		敏明	事 長				

理 事 長	伊藤 寛洋	副 理 事 長	松尾 修	副 理 事 長	岩野 哲子	副 理 事 長	柏田 勝幸	副 理 事 長	勝 川 薫 仙
理 事 長	山口 正香	副 理 事 長	村山 央	副 理 事 長	柏田 勝幸	副 理 事 長	柏田 勝幸	監 事 部 長	監 事 部 長
	雄							佐古 金二	佐古 金二

理 事 長	大北 容子	副 理 事 長	佐古 金二	副 理 事 長	佐古 金二	副 理 事 長	佐古 金二	監 事 部 長	監 事 部 長
								井 紀 子	井 紀 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年6月30日までとする。



特定非営利活動法人  
奈良県防災士会  
(日本防災士会奈良県支部)



による。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 正会員 2, 000円
- (3) 賛助会員（個人） 2, 000円
- (5) 賛助会員（法人・団体） 1口 20, 000円（1口以上）

7 設立当初の主たる事務所は、奈良県橿原市三宅町大字上但馬1番地の5とする。

# 奈良県防災士会 入会のご案内

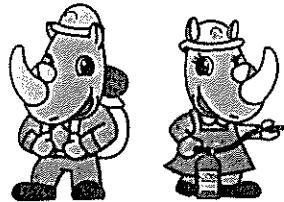
私たち奈良県防災士会は、県内で地域防災力の向上と防災協働社会の実現を目指す団体で、防災士有資格者を始め、県内各地で防災に取り組む人たちのネットワークを作り、一人ひとりの防災スキルアップを目指しています。また、大規模災害発生時には被災地への支援活動も行っています。入会したら何かをしないといけないというのは一切ありません。“決して無理をせず、できる範囲での活動”をモットーにしています。とりあえず情報だけ得たいという方も、地域のために知識を役立てたいという方も、まずは気軽に奈良県防災士会に参加して下さい。

## ◇ 防災士を目指している方へ！

あなたは、なぜ防災士資格取得を目指しましたか？地域で、職場で、役立てたいと考えたからではありませんか？ そうなら、ぜひ一緒に取組みませんか？ 色んな人と出会えますよ。

## ◇ 会費は？

入会金	なし
年会費	2,000円(22歳以下は無料)



## ◇ 正会員と賛助会員

・正会員とは…… 本会(奈良県)会員で、かつ本部(日本防災士会)にも加入された方。

※ 総会での議決権があり。かつ、役員立候補及び推薦ができます。

・賛助会員とは…奈良県防災士会のみ加入された方。

※ 総会での議決権なし。かつ、役員の立候補及び推薦はできません。

・注意事項：① 本部加入は、直接、日本防災士会へ申込んで下さい(別途年会費 5,000円)

② 防災士資格については、直接、日本防災士機構へお問合せ下さい。

## ◇ 入会方法は？

奈良県防災士会ホームページ「<http://bousainara.com>」入会案内の「加入申込フォーム」よりお手続き下さい。上記よりExcelファイルをダウンロード、もしくは裏面の加入申込書に記入して、メールまたは郵送・FAXで申し込みも出来ます。

E-mail [mail@bousainara.com](mailto:mail@bousainara.com) FAX 050-3488-8178

特定非営利活動法人 奈良県防災士会

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 永田 恒

年月日	令和5年10月～令和6年3月		
年会費名	奈良政策研究会 会費		
相手方	奈良政策研究会		
年会費支払目的	勉強会に参加して議会での質問等に活かすため		
按分率の説明	按分率 66.6%		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県政に求められる政策等についての勉強会</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会への参加と県政課題に照らし合わせた視察等</p> <p>◆参加者の状況 地方議員や経済関係の関係者が参加</p> <p>奈良県政の課題にあわせた勉強会も行われ、県政理解の機会となっていて今後の質問に活かしていきたい。</p>		
経費	項目	金額	内容
	10月会費	5,000円	会費 78
	11月会費	5,000円	会費 93
	12月会費	5,000円	会費 104
	1月会費	5,000円	会費 120
	2月会費	5,000円	会費 144
	3月会費	5,000円	会費 156
	合計 30,000円 × 66.6% = 19,980円		
備考	添付資料：規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良政策研究会規約

### (名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町  
10-26 近畿ビル内に置く。

### (目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な  
地域づくりを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。  
(1) 研修会、懇親会の開催。  
(2) 政策提言のための委員会の開催。  
(3) 会報、出版物の発刊及び配付。  
(4) 関係諸団体との連携。  
(5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

### (構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の  
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す  
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席  
を認める。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長……………1名	(4) 政策委員長……………5名
(2) 副会長……………2名	(5) 会計……………1名
(3) 幹事長……………1名	(6) 会計監査……………2名

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

### (任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要な事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費（1口=月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口=5千円、法人1口=1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 永田 恒

年月日	令和6年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和5年度会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明				
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う</p> <p>◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催</p> <p>◆効果 林産業等の活性化を促進</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙参照	2,110 円		159
合計 2,110 円 $50,660 \div 24$ 人 = 2,110 円を充当				
備考	添付資料：森林・林業林産業活性化促進奈良県議会議員連盟会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林  
連盟）「以下（連盟）」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1 森林・林業施策に関する提言

2 森林・林業施策の促進に関すること

3 森林・林業施策に関する調査・研究

4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事長 1名

幹事 故数名

監事 1名

2 会長は、議員連盟を代表する。

3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員の選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。  
(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもつて議事を決定する。  
第10条、連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもつてこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

## 付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿( R5年度)

恒田永名

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。

2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。

### 3 送付内容、送付先を必ず記載すること。